島根原子力	発電所第2号機 審査資料
資料番号	NS2-基-046 改 01
提出年月日	2022年4月14日

# 基本設計方針に関する説明資料

【第46条 緊急時対策所】

【第76条 緊急時対策所】

・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

・先行審査プラントの記載との比較

2022年4月 中国電力株式会社

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後) 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

様式-7

#### 要求事項との対比表 (DB)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
(緊急時対策所)			ロ 発電用原子炉施設の一般	1. 安全設計		
			構造	1.10 発電用原子炉設置変更		
			(3) その他の主要な構造	許可申請に係る安全設計の方		
			a. 設計基準対象施設	針		
				1.10.1 発電用原子炉設置変		
				更許可申請(平成25年12月25		
				日申請) に係る実用発電用原子		
				炉及びその附属施設の位置、構		
				造及び設備の基準に関する規		
				則への適合		
				(緊急時対策所)		
第四十六条 工場等には、一次	発電用原子炉施設には,原子	発電用原子炉施設には,原子	(ac) 緊急時対策所	第三十四条 (省略)	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
冷却系統に係る発電用原子炉	炉冷却系統に係る発電用原子	炉冷却系統に係る発電用原子	発電用原子炉施設には,原子	適合のための設計方針	現の違いによる差異あり。	1.1.1 緊急時対策所の設置
施設の損壊その他の異常が発	炉施設の損壊その他の異常が	炉施設の損壊その他の異常が	炉冷却系統に係る発電用原子	原子炉冷却系統に係る発電	・要求事項に対する設計の明確	
生した場合に適切な措置をと	発生した場合に適切な措置を	発生した場合に適切な措置を	<u>炉施設の損壊その他の異常が</u>	用原子炉施設の損壊その他の	化。	
るため、緊急時対策所を原子炉	とるため、緊急時対策所機能を	とるため、緊急時対策所機能を	発生した場合に適切な措置を	異常が発生した場合に適切な	・追加要求事項ではないが差異	
制御室以外の場所に施設しな	備えた緊急時対策所を中央制	備えた緊急時対策所を中央制	とるため,緊急時対策所を中央	措置をとるため,緊急時対策所	あり。	
ければならない。	御室以外の場所に設置する。	御室(「1,2号機共用」(以下	制御室以外の場所に設置する。	を中央制御室以外の場所に設		
①, ⑧		同じ。) <mark>)</mark> 以外の場所 <mark>として</mark> ,敷	<u> </u>	置する設計とする。 ◇ (①-1)		
	一 以下余白 一	地高さ標高50mの高台に設置す		緊急時対策所は,敷地高さ標高		
		る設計とする。①-1, ①-2【46		50m の高台に設置する設計とす		
		条1】		<u>る。</u> ①-2		
(解釈)						
1 第46条に規定する「緊急		緊急時対策所は、以下の措置	緊急時対策所は,重大事故等	緊急時対策所は、異常等に対	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
時対策所」の機能としては、一		を講じること又は設備を備え	が発生した場合においても,当	処するために必要な要員を収	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
次冷却材喪失事故等が発生し		ることにより緊急時対策所機	該重大事故等に対処するため	容できる設計とする。	・要求事項に対する設計の明確	(4)緊急時対策所の機能の確保
た場合において、関係要員が必		能を確保する。	に必要な指示を行う要員がと	③ (②−1)	化。	a. 居住性の確保
要な期間にわたり滞在でき、原		緊急時対策所は,原子炉冷却	どまることができるよう, 適切	また, 異常等に対処するため	・追加要求事項による差異あ	
子炉制御室内の運転員を介さ		系統に係る発電用原子炉施設	な措置を講じた設計とすると	に必要な情報を中央制御室内	り。	
ずに事故状態等を正確にかつ		の損壊その他の異常が発生し	ともに, 重大事故等に対処する	の運転員を介さずに正確かつ		
速やかに把握できること。ま		た場合に適切な措置をとるた	ために必要な情報を把握でき	速やかに把握できる設備とし		

	赤色:様式6に関する記載 青色:設置許可本文及び添 : 前回提出時からの変	付書類八からの引用以外の記載	茶色:設置許可と基本設計方針 緑色:技術基準と基本設計方針 紫色:基本設計方針(前)と基本	(後)
	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
111 741 15	る設備及び発電所内外の通信 連絡をする必要のある場所と 通信連絡を行うために必要な 設備を設置又は保管する。3	て、SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びS PDSデータ表示装置で構成 する安全パラメータ表示シス		
	また、重大事故等に対処する ために必要な数の要員を収容 できる設計とする。3	テム (SPDS) を設置する。 ◇ (③-1) 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との		②-1 引用元: P3
7	(ad) 通信連絡設備	通信連絡を行うために, 所内通	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
ij	通信連絡設備は, 通信連絡設	信連絡設備(警報装置を含	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
L	備(発電所内),安全パラメー	む。),電力保安通信用電話設	・要求事項に対する設計の明確	(4)緊急時対策所の機能の確保
L	タ表示システム (SPDS),	備,局線加入電話設備,テレビ	化。	b. 情報の把握
	通信連絡設備(発電所外),デ	会議システム(社内向),専用	・追加要求事項による差異あ	
	ータ伝送設備から構成される。	電話設備,衛星電話設備(社内	ŋ.	
	5	向),無線通信設備,衛星電話		
	発電用原子炉施設には, 設計	設備及び統合原子力防災ネッ		③−1 引用元:P3
	基準事故が発生した場合にお	トワークに接続する通信連絡		
L Z	いて, 中央制御室等から人が立	設備を設置又は保管する設計	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
7	ち入る可能性のある原子炉建	とする。	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
2	物, タービン建物等の建物内外	♦ (4-1, 5-1)	・要求事項に対する設計の明確	(4)緊急時対策所の機能の確保
f	各所の者への必要な操作、作業	緊急時対策所には,室内の酸	化。	b. 情報の把握
<b>S</b>	又は退避の指示等の連絡をブ	素濃度及び二酸化炭素濃度が	・追加要求事項による差異あ	
)	ザー鳴動等により行うことが	活動に支障がない範囲にある	り。	
<b>S</b>	できる装置及び音声等により	ことを把握できるよう,酸素濃		
*	行うことができる設備として,	度計及び二酸化炭素濃度計を		
<b>,</b>	所内通信連絡設備(警報装置を	保管する。		
-	含む。),電力保安通信用電話設	7-1, 8-1		
÷	備,有線式通信設備,無線通信			

фП <b>ж</b> Еппэ ()		1	I	Ī		
実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
た、発電所内の関係要員に指示		めに必要な指示を行う要員を	る設備及び発電所内外の通信	て、SPDSデータ収集サー		
できる通信連絡設備、並びに発		収容できるとともに、それら要	連絡をする必要のある場所と	バ, SPDS伝送サーバ及びS		
電所外関連箇所と専用であっ		員が必要な期間にわたり滞在	通信連絡を行うために必要な	PDSデータ表示装置で構成		
て多様性を備えた通信回線に		できる設計とする。	設備を設置又は保管する。3	する安全パラメータ表示シス		
て連絡できる通信連絡設備及		②-1【46条2】	また, 重大事故等に対処する	テム (SPDS) を設置する。		②-1 引用元: P3
びデータを伝送できる設備を			ために必要な数の要員を収容	③ (③−1)		
施設しなければならない。さら			できる設計とする。3	発電所内の関係要員への指		
に、酸素濃度計を施設しなけれ				示及び発電所外関係箇所との		
ばならない。酸素濃度計は、設		緊急時対策所には、原子炉冷	(ad) 通信連絡設備	通信連絡を行うために, 所内通	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
計基準事故時において、外気か		却系統に係る発電用原子炉施	通信連絡設備は,通信連絡設	信連絡設備(警報装置を含	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
ら緊急時対策所への空気の取		設の損壊その他の異常に対処	備 (発電所内), 安全パラメー	む。), 電力保安通信用電話設	・要求事項に対する設計の明確	(4)緊急時対策所の機能の確保
り込みを、一時的に停止した場		するために必要な情報を, 中央	タ表示システム (SPDS),	備,局線加入電話設備,テレビ	化。	b. 情報の把握
合に、事故対策のための活動に		制御室内の運転員を介さずに	通信連絡設備 (発電所外), デ	会議システム (社内向), 専用	・追加要求事項による差異あ	
支障がない酸素濃度の範囲に		正確、かつ速やかに把握できる	ータ伝送設備から構成される。	電話設備,衛星電話設備(社内	り。	
あることが正確に把握できる		情報収集設備を設置する。	5	向),無線通信設備,衛星電話		
ものであること。また、所定の		③-1【46条3】	発電用原子炉施設には、設計	設備及び統合原子力防災ネッ		③-1 引用元: P3
精度を保証するものであれば、			基準事故が発生した場合にお	トワークに接続する通信連絡		
常設設備、可搬型を問わない。		緊急時対策所の情報収集設	いて,中央制御室等から人が立	設備を設置又は保管する設計	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
2, 3, 4, 5, 6, 7		備として,事故状態等の必要な	ち入る可能性のある原子炉建	とする。	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
		情報を把握するために必要な	物,タービン建物等の建物内外	♦ (4-1, 5-1)	・要求事項に対する設計の明確	(4)緊急時対策所の機能の確保
		パラメータ等を収集し, 緊急時	各所の者への必要な操作,作業	緊急時対策所には, 室内の酸	化。	b. 情報の把握
		対策所内で表示できるよう, S	又は退避の指示等の連絡をブ	素濃度及び二酸化炭素濃度が	・追加要求事項による差異あ	
		PDSデータ収集サーバ,SP	ザー鳴動等により行うことが	活動に支障がない範囲にある	り。	
		DS伝送サーバ及びSPDS	できる装置及び音声等により	ことを把握できるよう,酸素濃		
		データ表示装置で構成する安	行うことができる設備として,	度計及び二酸化炭素濃度計を		
		全パラメータ表示システム (S	所内通信連絡設備(警報装置を	<u>保管する。</u>		
		PDS)を設置する設計とす	含む。),電力保安通信用電話設	<b>७</b> −1, <b>8</b> −1		
		る。なお、安全パラメータ表示	備,有線式通信設備,無線通信			
		システム (SPDS) は、計測	設備及び衛星電話設備の多様	10. その他発電用原子炉の附		
		制御系統施設の設備を緊急時	性を確保した通信連絡設備(発	属施設		
		対策所の設備として兼用する。	電所内)を設置又は保管する設	10.8 緊急時対策所		
		3-1, 3-2, 3-3	計とする。24-1	10.8.1 通常運転時等		③-1 引用元:P3
		【46条4】	また, <u>緊急時対策所</u> へ <u>事故状</u>	10.8.1.1 概要		③-3 引用元:P10

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後) 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			態等の把握に必要なデータを	原子炉冷却系統に係る発電		
			伝送できる設備として,安全パ	用原子炉施設の損壊その他の		
			<u>ラメータ表示システム(SPD</u>	異常が発生した場合に適切な		
			S)を設置する設計とする。3	措置をとるため, 緊急時対策所		
			-2	を中央制御室以外の場所に設		
			発電用原子炉施設には,設計	置する。		
			基準事故が発生した場合にお			
			いて,発電所外の本社,国,自	緊急時対策所は, 敷地高さ標		
			治体、その他関係機関等の必要	高 50m の高台に設置する。		
			箇所へ事故の発生等に係る連	♦ (①-1)		
			絡を音声等により行うことが	緊急時対策所は, 異常等に対		
			できる通信連絡設備(発電所	処するために <u>必要な指示を行</u>		
			外)として,電力保安通信用電	<u>う</u> ための <u>要員</u> 等を <u>収容できる</u>		
			話設備,局線加入電話設備,テ	<u>設計とする。</u> 2-1		
			レビ会議システム (社内向),	また, <u>異常</u> 等 <u>に対処するため</u>		
			専用電話設備, 衛星電話設備	に必要な情報を中央制御室内		
			(社内向),衛星電話設備及び	の運転員を介さずに正確かつ		
			統合原子力防災ネットワーク	<u>速やかに把握できる</u> 設備とし		
			に接続する通信連絡設備を設	て、SPDSデータ収集サー		
			置又は保管する設計とする。2	バ、SPDS伝送サーバ及びS		
			(⑤-1)	PDSデータ表示装置で構成		
		原子炉冷却系統に係る発電		する安全パラメータ表示シス	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
		用原子炉施設の損壊その他の	また、発電所内から発電所外	テム (SPDS) <u>を設置する</u> 。	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
		異常が発生した場合において,	の緊急時対策支援システム (E	3-1	・要求事項に対する設計の明確	(4)緊急時対策所の機能の確保
		通信連絡設備により,発電所内	RSS) 等へ必要なデータを伝	発電所内の関係要員への指	化。	c. 通信連絡
		から発電所外の緊急時対策支	<u>送できる</u> 設備として, <u>データ伝</u>	示及び発電所外関係箇所との	・追加要求事項による差異あ	
		援システム (ERSS) 等へ必	送設備を設置する設計とする。	通信連絡を行うために, 所内通	り。	
		要なデータを伝送できるデー	<u></u>	信連絡設備(警報装置を含		
		タ伝送設備として, SPDS伝	通信連絡設備(発電所外)及	む。), 電力保安通信用電話設		
		送サーバを設置する設計とす	びデータ伝送設備については,	備,局線加入電話設備,テレビ		
		る。データ伝送設備について	有線系回線,無線系回線又は衛	会議システム (社内向), 専用		
		は,通信方式の多様性を確保し	星系回線による通信方式の多	電話設備,衛星電話設備(社內		
		た専用通信回線にて伝送でき	様性を確保した専用通信回線	向),無線通信設備,衛星電話		

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
		る設計とする。なお、データ伝	に接続し, 輻輳等による制限を	設備及び統合原子力防災ネッ		
		送設備は、計測制御系統施設の	受けることなく常時使用でき	トワークに接続する通信連絡		
		設備を緊急時対策所の設備と	る設計とする。 5	設備を設置又は保管する。◆		
		して兼用する。	これらの通信連絡設備につ	(4-1, 5-1)		
		⑤-1, ⑥-1【46条5】	いては,非常用所内電源設備又	緊急時対策所には、室内の酸		⑤-1 引用元: P5
			は無停電電源装置(充電器等を	素濃度及び二酸化炭素濃度が		⑥-1 引用元: P3
			含む。) に接続し、外部電源が	活動に支障がない範囲にある		
			期待できない場合でも動作可	ことを把握できるよう酸素濃		
			能な設計とする。5	度計及び二酸化炭素濃度計を		
			発電用原子炉施設には、重大	保管する。③(⑦-1, ⑧-1)		
			事故等が発生した場合におい			
			て,発電所の内外の通信連絡を	10.8.1.2 設計方針		
			する必要のある場所と通信連	緊急時対策所は, 以下のとお		
			絡を行うために必要な通信連	りの設計とする。		
			終設備を設置又は保管する。 <a>3</a>	(1) 原子炉冷却系統に係る発		
				電用原子炉施設の損壊その他		
			ヌ その他発電用原子炉の附	の異常が発生した場合に適切		
			属施設の構造及び設備	な措置をとるために必要な要		
			(3) その他の主要な事項	員を収容できる設計とする。		
			(vi) 緊急時対策所	③ (②−1)		
			原子炉冷却系統に係る発電			
			用原子炉施設の損壊その他の	(2) 原子炉冷却系統に係る発		
			異常が発生した場合に適切な	電用原子炉施設の損壊その他		
			措置をとるため,緊急時対策所	の異常に対処するために必要		
			を中央制御室以外の場所に設	な指示ができるよう, 異常等に		
			置する。	対処するために必要な情報を		
			2 (1-1)	把握できる設備を設置する。		
			緊急時対策所は, 敷地高さ標	③ (③−1)		
			高50mの高台に設置する設計と			
			する。 2 (1-1)	(3) 発電所内外の通信連絡を		
			緊急時対策所は, 異常等に対	する必要のある場所と通信連		
			処するために必要な指示を行	絡を行うために必要な設備を		
			うための要員等を収容できる	設置又は保管する。		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			設計とする。 1 (2-1)	③ (④−1, ⑤−1)		
			また, 異常等に対処するため			
			に必要な情報を中央制御室内	(4) 緊急時対策所内には,室		
			の運転員を介さずに正確かつ	内の酸素濃度及び二酸化炭素		
			速やかに把握するために、SP	濃度が活動に支障がない範囲		
			DSデータ収集サーバ,SPD	にあることを把握できるよう,		
			S伝送サーバ及びSPDSデ	酸素濃度計及び二酸化炭素濃		
			ータ表示装置で構成する安全	度計を保管する。		
			パラメータ表示システム (SP	③ (⑦−1, ⑧−1)		
		原子炉冷却系統に係る発電	DS)を設置する。 1 (3-1)		・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
		用原子炉施設の損壊その他の	発電所内の関係要員への指	10.8.1.3 主要仕様	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
		異常が発生した場合において,	<u>示4-1及び発電所外関係箇所</u>	緊急時対策所の主要機器仕	・要求事項に対する設計の明確	(4)緊急時対策所の機能の確保
		当該事故等に対処するため,発	との <u>通信連絡を行うために</u> ,所	様を第 10.8−1 表に示す。 ◊	化。	c. 通信連絡
		電所内の関係要員に指示を行	内通信連絡設備(警報装置を含		・追加要求事項による差異あ	
		うために必要な通信連絡設備	む。),電力保安通信用電話設	10.8.1.4 主要設備	り。	
		(発電所内)及び発電所外関係	備,局線加入電話設備,テレビ	緊急時対策所の主要機器は		
		箇所と専用であって多様性を	会議システム(社内向),専用	以下のとおりとする。		
		備えた通信回線にて通信連絡	電話設備,衛星電話設備(社内	(1) 緊急時対策所		
		できる設計とする。	向),無線通信設備,衛星電話	異常等に対処するために必		
		4-1, ⑤-1【46条6】	設備及び統合原子力防災ネッ	要な指示を行うための要員等		
			トワークに接続する通信連絡	を収容できるよう, 緊急時対策		
		緊急時対策所には,酸素濃度	設備を設置又は保管する設計	所を設置する。	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
		及び二酸化炭素濃度が活動に	とする。	♦(1)-1)	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
		支障がない範囲にあることを	<u></u>		・設置変更許可と整合を図るた	
		把握できるよう酸素濃度計(個		(2) 必要な情報を把握できる	め記載。	a. 居住性の確保
		数1(予備1))及び二酸化炭素	[常設重大事故等対処設備] 3	設備	・追加要求事項による差異あ	
		濃度計(個数1(予備1))を保		中央制御室内の運転員を介	り。	
		管する設計とする。	(チ, (1), (v) 遮蔽設備と			
		⑦-1, ⑧-1【46条7】	兼用)	速やかに把握するため、安全パ		⑦-1 引用元: P2
			一式	ラメータ表示システム (SPD		®-1 引用元: P2
			No mark	S)を設置する。 <a>◆(3-1)</a>		
			差圧計	(1)		
			(チ, (1), (vi) 換気空調設	(3) 通信連絡設備		

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			備と兼用)	発電所内の関係要員への指		
			個数 1	示及び発電所外関係箇所との		
				通信連絡を行うことができる		
			緊急時対策所用燃料地下タン	通信連絡設備を設置又は保管		
			ク	する。		
			基数 1	♦(4-1, 5-1)		
			容量 約45m³			
				(4) 酸素濃度計		
			緊急時対策所 発電機接続プ	緊急時対策所内の酸素濃度		
			ラグ盤	が活動に支障がない範囲にあ		
			個数 1	ることを把握できるよう,酸素		
				濃度計を保管する。		
			緊急時対策所 低圧母線盤	③ (⑦−1)		
			個数 1			
				(5) 二酸化炭素濃度計		
			安全パラメータ表示システム	緊急時対策所内の二酸化炭		
			(SPDS)	素濃度が活動に支障がない範		
			(ヘ 計測制御系統施設の構	囲にあることを把握できるよ		
			造及び設備及びヌ, (3), (vii)	う,二酸化炭素濃度計を保管す		
			通信連絡設備と兼用)	る。		
			一式	③(⑧−1)		
			無線通信設備(固定型)	10.11 通信連絡設備		
			(ヌ, (3), (vii) 通信連絡設	10.11.1 通常運転時等		
			備と兼用)	10.11.1.1 概要		
			一式	設計基準事故が発生した場		
				合において,発電所内の人に対		
			統合原子力防災ネットワーク	し必要な指示ができるよう,警		
				報装置及び多様性を確保した		
				通信連絡設備を設置又は保管		
			及びIP-FAX)	する。		
			(ヌ, (3), (vii) 通信連絡設			
			備と兼用)	また,発電所外の通信連絡を		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:技術基準

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後) 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			一式	する必要がある場所と通信連		
				絡ができるよう,多様性を確保		
			衛星電話設備(固定型)	した専用通信回線に接続する。		
			(ヌ, (3), (vii) 通信連絡設	♦ (⑤-1)		
			備と兼用)			
			一式	10.11.1.2 設計方針		
				(1) 設計基準事故が発生した		
			[可搬型重大事故等対処設備]	場合において,中央制御室等か		
			3	ら人が立ち入る可能性のある		
				原子炉建物,タービン建物等の		
			緊急時対策所空気浄化送風機	建物内外各所の者への必要な		
			(チ, (1), (vi) 換気空調設	操作、作業又は退避の指示等の		
			備と兼用)	連絡をブザー鳴動等により行		
			台数 1 (予備2)	うことができる装置及び音声		
			容量 約1,500m³/h/台	等により行うことができる設		
				備として, 所内通信連絡設備		
			緊急時対策所空気浄化フィル	(警報装置を含む。), 電力保安		
			タユニット	通信用電話設備,有線式通信設		
			(チ, (1), (vi) 換気空調設	備,無線通信設備及び衛星電話		
			備と兼用)	設備の多様性を確保した通信		
			基数 1 (予備2)	連絡設備(発電所内)を設置又		
			容量 約1,500m³/h/基	は保管する設計とする。		
				♦(4-1)		
			無線通信設備(携帯型)	また,緊急時対策所へ事故状態		
			(ヌ, (3), (vii) 通信連絡設	等の把握に必要なデータを伝		
			備と兼用)	送できる設備として,安全パラ		
			一式	メータ表示システム(SPD		
				S)を設置する設計とする。		
			衛星電話設備(携帯型)	♦(③-2)		
			(ヌ, (3), (vii) 通信連絡設			
			備と兼用)	(2) 設計基準事故が発生した		
			一式	場合において,発電所外の本		
				社、国、自治体、その他関係機		

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

緑色:技術基準と基本設計方針(後) 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			緊急時対策所正圧化装置(空気	関等の必要箇所へ事故の発生		
			ボンベ)	等に係る連絡を音声等により		
			(チ, (1), (vi) 換気空調設	行うことができる通信連絡設		
			備と兼用)	備(発電所外)として,電力保		
			本数 454 (予備86)	安通信用電話設備, 局線加入電		
			容量 約50L/本	話設備,テレビ会議システム		
				(社内向), 専用電話設備, 衛		
			酸素濃度計	星電話設備(社内向),衛星電		
			個数 1 (予備1)	話設備及び統合原子力防災ネ		
			1 (7-1)	ットワークに接続する通信連		
				絡設備を設置又は保管する設		
			二酸化炭素濃度計	計とする。		
			個数 1 (予備1)	♦(5-1)		
			1 (8-1)	また,発電所内から発電所外の		
				緊急時対策支援システム(ER		
			酸素濃度計及び二酸化炭素	SS) 等へ必要なデータを伝送		
			濃度計は,設計基準事故時及び	できる設備として, データ伝送		
			重大事故等時ともに使用する。	設備を設置する設計とする。		
				♦(6-1)		
			可搬式エリア放射線モニタ	通信連絡設備(発電所外)及		
			(チ, (1), (iii) 放射線監視	びデータ伝送設備については,		
			設備と兼用)	有線系回線,無線系回線又は衛		
			台数 1 (予備1)	星系回線による通信方式の多		
				様性を確保した専用通信回線		
			可搬式モニタリング・ポスト	に接続し, 輻輳等による制限を		
			(チ,(2) 屋外管理用の主要	受けることなく常時使用でき		
			な設備の種類と兼用)	る設計とする。◈		
			台数 10 (予備2)			
				(3) 通信連絡設備(発電所		
			緊急時対策所用発電機	内), 安全パラメータ表示シス		
			個数 2 (予備2)	テム (SPDS), 通信連絡設		
			容量 約220kVA/台	備(発電所外)及びデータ伝送		
				設備については、非常用所内電		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			タンクローリ	源設備又は無停電電源装置(充		
			台数 1 (予備1※)	電器等を含む。) に接続し、外		
			容量 3.0m³/台	部電源が期待できない場合で		
			※ ヌ,(2),(iv) 代替電源設	も動作可能な設計とする。⑥		
			備の予備と兼用する。	T = 11 /#		
			/ ") \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	10.11.1.4 主要設備		
			(vii) 通信連絡設備	(1) 通信連絡設備(発電所内)		
			通信連絡設備は、通信連絡設			
			備(発電所内)、安全パラメー	設計基準事故が発生した場合		
			タ表示システム (SPDS),	において、中央制御室等から人		
			通信連絡設備(発電所外),デ	が立ち入る可能性のある原子		
			一タ伝送設備から構成される。	炉建物,タービン建物等の建物		
			5	内外各所の者への必要な操作,		
			·	作業又は退避の指示等の連絡		
				をブザー鳴動等により行うこ		
				とができる装置及び音声等に		
			ち入る可能性のある原子炉建	より行うことが可能な設計と		
			物、タービン建物等の建物内外	する。		
			各所の者への必要な操作、作業	♦(4-1)		
			又は退避の指示等の連絡をブ	主要な設備は,以下のとおり		
			ザー鳴動等により行うことが	とし,多様性を確保した通信連		
			できる装置及び音声等により	絡設備(発電所内)を設置又は		
			行うことができる設備として,	保管する。		
			所内通信連絡設備(警報装置を			
			含む。),電力保安通信用電話設	· 所內通信連絡設備(警報装置		
			備,有線式通信設備,無線通信	を含む。)		
			設備及び衛星電話設備の多様			
			性を確保した通信連絡設備(発	・電力保安通信用電話設備		
			電所内)を設置又は保管する設			
			計とする。 ② (4-1)	・無線通信設備		
			また,緊急時対策所へ事故状			
			態等の把握に必要なデータを	・衛星電話設備		
			伝送できる設備として,安全パ	♦(4-1)		

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			ラメータ表示システム (SPD			
			S)を設置する設計とする。	また,通信連絡設備(発電所		
			2(3-2)	内) は,非常用所内電源設備又		
			通信連絡設備(発電所内)及	は無停電電源装置(充電器等を		
			び安全パラメータ表示システ	含む。) に接続し、外部電源が		
			ム (SPDS) については、非	期待できない場合でも動作可		
			常用所内電源設備又は無停電	能な設計とする。		
			電源装置(充電器等を含む。)			
			に接続し、外部電源が期待でき	(2) 安全パラメータ表示シス		
			ない場合でも動作可能な設計	テム (SPDS)		
			とする。 5	緊急時対策所へ事故状態等		
			発電用原子炉施設には,設計	の把握に必要なデータを伝送		
			基準事故が発生した場合にお	できる設備として、SPDSデ		
			いて,発電所外の本社,国,自	<u>ータ収集サーバ、SPDS伝送</u>		
			治体、その他関係機関等の必要	<u>サーバ及びSPDSデータ表</u>		
			箇所へ事故の発生等に係る連	示装置で構成する安全パラメ		
			絡を音声等により行うことが	<u>ータ表示システム(SPDS)</u>		
			できる通信連絡設備(発電所	<u>を設置する設計とする。</u> ③-3		
			外)として,電力保安通信用電	主要な設備は,以下のとおり		
			話設備, 局線加入電話設備, テ	とする。		
			レビ会議システム (社内向),			
			専用電話設備, 衛星電話設備	<ul><li>安全パラメータ表示システム</li></ul>		
			(社内向),衛星電話設備及び	(SPDS)		
			統合原子力防災ネットワーク			
			に接続する通信連絡設備を設	また、安全パラメータ表示シ		
			置又は保管する設計とする。2	ステム(SPDS)は、非常用		
			(⑤-1)	所内電源設備又は無停電電源		
			また,発電所内から発電所外	装置(充電器等を含む。)に接		
			の緊急時対策支援システム(E	続し,外部電源が期待できない		
			RSS) 等へ必要なデータを伝	場合でも動作可能な設計とす		
			送できる設備として, データ伝	る。 🍪		
			送設備を設置する設計とする。			
			2 (6-1)	(3) 通信連絡設備(発電所外)		

及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 :前回提出時からの変更箇所

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			通信連絡設備(発電所外)及	通信連絡設備 (発電所外) は,		
			びデータ伝送設備については,	設計基準事故が発生した場合		
			有線系回線,無線系回線又は衛	において,発電所外の本社,国,		
			星系回線による通信方式の多	自治体、その他関係機関等の必		
			様性を確保した専用通信回線	要箇所へ事故の発生等に係る		
			に接続し, 輻輳等による制限を	連絡を音声等により行うこと		
			受けることなく常時使用でき	が可能な設計とする。		
			る設計とする。 5	♦(⑤-1)		
			通信連絡設備(発電所外)及	主要な設備は,以下のとおり		
			びデータ伝送設備については,	とする。		
			非常用所内電源設備又は無停			
			電電源装置(充電器等を含む。)	・局線加入電話設備		
			に接続し、外部電源が期待でき			
			ない場合でも動作可能な設計	• 電力保安通信用電話設備		
			とする。 5			
			重大事故等が発生した場合	・テレビ会議システム(社内向)		
			において,発電所の内外の通信			
			連絡をする必要のある場所と	・専用電話設備		
			通信連絡を行うために必要な			
			通信連絡設備を設置又は保管	<ul><li>・衛星電話設備(社内向)</li></ul>		
			する。 4			
			緊急時対策支援システム(E	・衛星電話設備		
			RSS) 等へのデータ伝送の機			
			能に係る設備及び緊急時対策	・統合原子力防災ネットワーク		
			所の通信連絡機能に係る設備	に接続する通信連絡設備◇(⑤		
			としての安全パラメータ表示	-1)		
			システム (SPDS), 無線通			
			信設備及び衛星電話設備につ	通信連絡設備 (発電所外) は,		
				有線系回線,無線系回線又は衛		
				星系回線による通信方式の多		
				様性を確保した専用通信回線		
			ない設計とする。4	に接続し, 輻輳等による制限を		
			緊急時対策支援システム(E	受けることなく常時使用でき		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

:前回提出時からの変更箇所

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

			: 制固促出剂 // 50/2		衆ロ・基本队 田力 町 (前) と 基本。	DC#174 21 (127	
実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備	考
			RSS) 等へのデータ伝送の機	る設計とする。�			
			能に係る設備及び緊急時対策	また,通信連絡設備(発電所			
			所の通信連絡機能に係る設備	外) は,非常用所内電源設備又			
			としてのデータ伝送設備, 衛星	は無停電電源装置(充電器等を			
			電話設備及び統合原子力防災	含む。) に接続し、外部電源が			
			ネットワークに接続する通信	期待できない場合でも動作可			
			連絡設備については、固縛又は	能な設計とする。⑥			
			転倒防止処置を講じる等, 基準	なお,通信連絡設備(発電所			
			地震動Ssによる地震力に対	外)は、定期的に点検を行うこ			
			し、機能喪失しない設計とす	とにより,専用通信回線の状態			
			る。4	を監視し、常時使用できること			
				を確認する。�			
			通信連絡設備の一覧を以下				
			に示す。	(4) データ伝送設備			
				発電所内から発電所外の緊			
			所内通信連絡設備(警報装置を	急時対策支援システム(ERS			
			含む。)	S) 等へ必要なデータを伝送で			
			(ヌ, (3), (vi) 緊急時対策	きる設備として,SPDS伝送			
			所と兼用)	サーバで構成するデータ伝送			
			一式5	設備を設置する設計とする。◆			
				(⑥-1)			
			局線加入電話設備	主要な設備は, 以下のとおり			
			(ヌ, (3), (vi) 緊急時対策	とする。			
			所と兼用)				
			一式写	・データ伝送設備			
			電力保安通信用電話設備	データ伝送設備は、有線系回			
			(ヌ, (3), (vi) 緊急時対策	線,無線系回線又は衛星系回線			
			所と兼用)	による通信方式の多様性を確			
			一式5	保した専用通信回線に接続し,			
				輻輳等による制限を受けるこ			
			テレビ会議システム(社内向)	となく常時使用できる設計と			
			(ヌ, (3), (vi) 緊急時対策	する。⑥			

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 :前回提出時からの変更箇所

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び 工事計画認可申請書 工事計画認可申請書 設置変更許可申請書 設置変更許可申請書 設置許可,基本設計方針及び その附属施設の技術基準に 備考 基本設計方針(前) 基本設計方針(後) 本文 添付書類八 技術基準との対比 関する規則 所と兼用) また, データ伝送設備は, 非 一式5 常用所内電源設備又は無停電 電源装置(充電器等を含む。) 専用電話設備 に接続し,外部電源が期待でき (ヌ, (3), (vi) 緊急時対策 ない場合でも動作可能な設計 所と兼用) とする。 🍪 一式5 なお, データ伝送設備は, 定 期的に点検を行うことにより, 衛星電話設備(社内向) 専用通信回線の状態を監視し, (ヌ, (3), (vi) 緊急時対策 常時使用できることを確認す 所と兼用) る。⑥ 一式5 10.11.1.6 手順等 無線通信設備 (固定型) 通信連絡設備については,以 (ヌ, (3), (vi) 緊急時対策 | 下の内容を含む手順を定め, 適 所と兼用) 切な管理を行う。 一式5 (1) 通信連絡設備の操作につ いては, あらかじめ手順を整備 [常設重大事故等対処設備] 4 し、的確に実施する。 📀 無線通信設備(固定型) (へ, (5), (vi) 中央制御室 | (2) 専用通信回線, 安全パラ 及びヌ, (3), (vi) 緊急時対 メータ表示システム(SPD 策所と兼用) S) 及びデータ伝送設備につい 一式 ては、通信が正常に行われてい ることを確認するため, 定期的 衛星電話設備(固定型) に点検を行うとともに, 異常時 (へ, (5), (vi) 中央制御室 の対応に関する手順を整備す 及びヌ, (3), (vi) 緊急時対 | る。 🕏 策所と兼用) 一式 (3) 社内外の関係先へ, 的確 かつ迅速に通報連絡ができる 安全パラメータ表示システム よう,原子力防災訓練等を定期

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			(SPDS)	的に実施する。♦		
			(へ 計測制御系統施設の構			
			造及び設備及びヌ, (3), (vi)	第10.8-1表 緊急時対策所の		
			緊急時対策所と兼用)	主要機器仕様		
			一式			
			   統合原子力防災ネットワーク	(1) 緊急時対策所		
			に接続する通信連絡設備	兼用する設備は以下のとお		
			(ヌ, (3), (vi) 緊急時対策	り。		
			所と兼用)			
			一式	·緊急時対策所(重大事故等時)		
				個数 一式		
			[可搬型重大事故等対処設備]			
			4	(2) 安全パラメータ表示シス		
				テム (SPDS)		
			無線通信設備(携帯型)	第 10.11-2 表 通信連絡を行		
			(ヌ,(3),(vi) 緊急時対策所	うために必要な設備(固定型)		
			と兼用)	の主要機器仕様に記載する。		
			一式			
				(3) 通信連絡設備		
			衛星電話設備 (携帯型)	a. 所内通信連絡設備(警報装		
			(ヌ,(3),(vi) 緊急時対策所	置を含む。)		
			と兼用)	第 10.11-1 表 通信連絡設備		
			一式	の一覧表に記載する。		
			無線通信設備,衛星電話設	b. 電力保安通信用電話設備		
			備,統合原子力防災ネットワー	第 10.11-1 表 通信連絡設備		
			クに接続する通信連絡設備,安	の一覧表に記載する。		
			全パラメータ表示システム(S			
			PDS) 及びデータ伝送設備	c. 衛星電話設備(固定型)		
			は、設計基準事故時2(4-1,	第 10.11-2 表 通信連絡を行		
			⑤-1)及び重大事故等時ともに	うために必要な設備(固定型)		
			使用する。4	の主要機器仕様に記載する。		

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第46条 緊急時対策所】

赤色:様式6に関する記載(付番及び下線)

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	小里亦 <u>百</u> 数司由建士	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		基本設計方針(後)	本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
				d. 衛星電話設備 (携帯型)		
				第 10.11-3 表 通信連絡を行		
				うために必要な設備 (可搬型)		
				の主要機器仕様に記載する。		
				e. 無線通信設備(固定型)		
				第 10.11-2 表 通信連絡を行		
				うために必要な設備(固定型)		
				の主要機器仕様に記載する。		
				f . 無線通信設備(携帯型)		
				第 10.11-3 表 通信連絡を行		
				うために必要な設備(可搬型)		
				の主要機器仕様に記載する。		
				g. 統合原子力防災ネットワー		
				クに接続する通信連絡設備(テ		
				レビ会議システム、IPー電話		
				機及び I P-FAX)		
				第 10.11-2 表 通信連絡を行		
				うために必要な設備(固定型)		
				の主要機器仕様に記載する。		
				h. テレビ会議システム(社内		
				向)		
				第 10.11-1 表 通信連絡設備		
				の一覧表に記載する。		
				マン 元公(一四年八)。		
				i . 局線加入電話設備		
				第 10.11-1 表 通信連絡設備		
				の一覧表に記載する。		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
				j . 専用電話設備		
				第 10.11-1 表 通信連絡設備		
				の一覧表に記載する。		
				k. 衛星電話設備(社内向)		
				第 10.11-1 表 通信連絡設備		
				の一覧表に記載する。		
				(4) 酸素濃度計		
				兼用する設備は以下のとおり。		
				<ul><li>緊急時対策所(重大事故等時)</li></ul>		
				   個数 1 (予備 1)		
				測定範囲		
				0. 0∼25. 0vo1%		
				♦ (७–1)		
				(5) 二酸化炭素濃度計		
				兼用する設備は以下のとお		
				$\mathcal{V}_{\circ}$		
				·緊急時対策所(重大事故等時)		
				個数 1 (予備1)		
				測定範囲		
				0∼10,000ppm		
				♦ (8-1)		
				第 10.8-2 表 緊急時対策所		
				(重大事故等時)の主要機器仕		
				様		
				(1) 緊急時対策所		
				a. 緊急時対策所遮蔽		
				第 8.3-2 表 遮蔽設備(重大		

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第46条 緊急時対策所】

赤色:様式6に関する記載(付番及び下線)

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
				事故等時)の主要仕様に記載す		
				る。�		
				b. 緊急時対策所空気浄化送風		
				機		
				第8.2-3表 換気空調設備(重		
				大事故等時)(可搬型)の主要		
				機器仕様に記載する。		
				c. 緊急時対策所空気浄化フィ		
				ルタユニット		
				第8.2-3表 換気空調設備(重		
				大事故等時) (可搬型) の主要		
				機器仕様に記載する。		
				d. 緊急時対策所正圧化装置		
				(空気ボンベ)		
				第8.2-3表 換気空調設備(重		
				大事故等時) (可搬型) の主要		
				機器仕様に記載する。		
				e. 差圧計		
				第8.2-2表 換気空調設備(重		
				大事故等時) の主要機器仕様に		
				記載する。		
				f. 酸素濃度計		
				兼用する設備は以下のとお		
				り。		
				·緊急時対策所(通常運転時等)		
				個数 1 (予備1)		
				測定範囲		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
				0.0~25.0vo1%		
				♦ (७–1)		
				g. 二酸化炭素濃度計		
				兼用する設備は以下のとお		
				9.		
				•緊急時対策所(通常運転時等)		
				個数 1 (予備1)		
				測定範囲		
				0~10,000ppm		
				③ (®−1)		
				h. 可搬式エリア放射線モニタ		
				第 8.1-2 表 放射線管理設		
				備(重大事故等時)の主要機器		
				仕様に記載する。		
				i. 可搬式モニタリング・ポス		
				<b> </b>		
				第 8.1-2 表 放射線管理設		
				備(重大事故等時)の主要機器		
				仕様に記載する。		
				(2) 緊急時対策所用発電機		
				機関		
				個数 2 (予備2)		
				使用燃料 軽油		
				発電機		
				個数 2 (予備2)		
				種類 横軸回転界磁三相同期		

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
				発電機		
				容量 約 220kVA/台		
				力率 0.8		
				電圧 210V		
				周波数 60Hz		
				(3) タンクローリ		
				台数 1 (予備 1 ※)		
				容量 3.0㎡/台		
				※「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」		
				の予備と兼用する。		
				(4) 緊急時対策所用燃料地下		
				タンク		
				基数 1		
				容量 約 45m <sup>3</sup>		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
2 緊急時対策所及びその近			ロ 発電用原子炉施設の一般	1. 安全設計		
傍並びに有毒ガスの発生源の			構造	1.10 発電用原子炉設置変更		
近傍には、有毒ガスが発生した			(3) その他の主要な構造	許可申請に係る安全設計の方		
場合に適切な措置をとるため、			a. 設計基準対象施設	針		
工場等内における有毒ガスの				1.10.1 発電用原子炉設置変		
発生を検出するための装置及				更許可申請(平成25年12月25		
び当該装置が有毒ガスの発生				日申請) に係る実用発電用原子		
を検出した場合に緊急時対策				炉及びその附属施設の位置、構		
所において自動的に警報する				造及び設備の基準に関する規		
ための装置の設置その他の適				則への適合		
切な防護措置を講じなければ						
ならない。9				(緊急時対策所)		
		緊急時対策所は,有毒ガスが	(ac) 緊急時対策所	第三十四条 (省略)	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
(解釈)		重大事故等に対処するために	緊急時対策所は, 有毒ガスが	緊急時対策所は、有毒ガスが	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
2 第2項に規定する「有毒ガ		必要な指示を行う要員(以下	重大事故等に対処するために	緊急時対策所の重大事故等に	・要求事項に対する設計の明確	(4) 緊急時対策所の機能の確保
スが発生した場合」とは、緊急		「指示要員」という。)に及ぼ	必要な指示を行う要員に及ぼ	対処するために必要な指示を	化。	d. 有毒ガスに対する防護措置
時対策所の指示要員の吸気中		す影響により、指示要員の対処	す影響により、当該要員の対処	行う要員に及ぼす影響により,	・追加要求事項による差異あ	9. 緊急時対策所
の有毒ガスの濃度が有毒ガス		能力が著しく低下し, 安全施設	能力が著しく低下し、安全施設	当該要員の対処能力が著しく	り。	9.1 緊急時対策所機能
防護のための判断基準値を超		の安全機能が損なわれること	の安全機能が損なわれること	低下しない <u>よう,</u> 当該 <u>要員が緊</u>		4. 有毒ガスに対する防護措置
えるおそれがあることをいう。		がないよう,指示要員が緊急時	がない設計とする。	急時対策所内にとどまり,事故		
「工場等内における有毒ガス		対策所内にとどまり, 必要な指	9-1	対策に <u>必要な</u> 各種の <u>指示</u> ・ <u>操作</u>		
の発生を検出するための装置		示及び操作を行うことができ		<u>を行うことができる設計とす</u>		
及び当該装置が有毒ガスの発		る設計とする。		<u>3.</u>		
生を検出した場合に緊急時対		⑨-1, ⑨-2【46条8】		9-2		
策所において自動的に警報す						
るための装置の設置」について						
は「有毒ガスの発生を検出し警						
報するための装置に関する要						
求事項(別記-9)」によるこ						
と。 ⑨						
一 以下余白 一						

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後) 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
		敷地内外において貯蔵施設		想定される有毒ガスの発生	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
		に保管されている有毒ガスを		において, 有毒ガスが当該要員	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
		発生させるおそれのある有毒		に及ぼす影響により, 当該要員	・要求事項に対する設計の明確	(4)緊急時対策所の機能の確保
		化学物質(以下「固定源」とい		の対処能力が著しく低下し, 安	化。	d. 有毒ガスに対する防護措置
		う。) 及び敷地内において輸送		全施設の安全機能が損なわれ	・追加要求事項による差異あ	9. 緊急時対策所
		手段の輸送容器に保管されて		ることがない設計とする。	り。	9.1 緊急時対策所機能
		いる有毒ガスを発生させるお		♦(9-1)		4. 有毒ガスに対する防護措置
		それのある有毒化学物質(以下				
		「可動源」という。)それぞれ				
		に対して有毒ガスが発生した				
		場合の影響評価(以下「有毒ガ	そのために, <u>有毒ガス防護に</u>	そのために、有毒ガス防護に		
		ス防護に係る影響評価」とい	係る影響評価を実施する。	係る影響評価を実施する。		
		う。)を実施する。	9-3	♦ (⑨–3)		
		有毒ガス防護に係る影響評	有毒ガス防護に係る影響評			
		価に当たっては、「有毒ガス防	価に当たっては、有毒ガスが大			
		護に係る影響評価ガイド」を参	気中に多量に放出されるかの			
		照して評価を実施し、有毒ガス	観点から,有毒化学物質の性			
		が大気中に多量に放出される	<u>状,貯蔵状況等を踏まえ固定源</u>			
		かの観点から, 有毒化学物質の	及び可動源を特定する。			
		性状,貯蔵状況等を踏まえ固定	9-4			
		源及び可動源を特定する。				
		9-3, 9-4【46条9】				

			・則凹旋山時かりの変	<b>人</b> 回///	茶巴:基本試計方式(則) 乙基本	
実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
		固定源の有毒ガス防護に係	また、固定源の有毒ガス防護		・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
		る影響評価に用いる防液堤等	に係る影響評価に用いる防液		現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
		は、現場の状況を踏まえ評価条	堤等は,現場の状況を踏まえ評		・要求事項に対する設計の明確	(4)緊急時対策所の機能の確保
		件を設定する。	価条件を設定する。		化。	d. 有毒ガスに対する防護措置
		固定源に対しては, 指示要員	固定源に対しては, 当該要員	固定源に対しては, 当該要員	・追加要求事項による差異あ	9. 緊急時対策所
		の吸気中の有毒ガス濃度の評	の吸気中の有毒ガス濃度の評	の吸気中の有毒ガス濃度の評	り。	9.1 緊急時対策所機能
		価結果が有毒ガス防護のため	価結果が有毒ガス防護のため	価結果が, 有毒ガス防護のため		4. 有毒ガスに対する防護措置
		の判断基準値を下回ることに	の判断基準値を下回ることに	の判断基準値を下回ることに		
		より,指示要員を防護できる設	より、当該要員を防護できる設	より当該要員を防護できる設		
		計とする。	計とする。	計とする。		
		⑨-5【46条10】	9-5	♦(9–5)		
		可動源に対しては, 緊急時対	可動源に対しては, 緊急時対	また、可動源に対しては、緊	・同趣旨の記載ではあるが、表	緊急時対策所
		策所換気設備の隔離等の対策	策所換気設備の隔離等の対策	急時対策所換気設備の隔離等	現の違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
		により、指示要員を防護できる	<u>により、</u> 当該 <u>要員を防護できる</u>	の対策により当該要員を防護	・要求事項に対する設計の明確	(4)緊急時対策所の機能の確保
		設計とする。	<u>設計とする。</u>	できる設計とする。	化。	d. 有毒ガスに対する防護措置
		⑨-6【46条11】	9-6	♦ (9–6)	・追加要求事項による差異あ	9. 緊急時対策所
					り。	9.1 緊急時対策所機能
						4. 有毒ガスに対する防護措置
		有毒ガス防護に係る影響評	   有毒ガス防護に係る影響評		・同趣旨の記載ではあるが、表	<b> </b>
			価において、有毒ガス影響を軽			1.1.2 設計方針
			減することを期待する防液堤		・要求事項に対する設計の明確	
		は、保守管理を適切に実施し、	は、保守管理及び運用管理を適		化。	d. 有毒ガスに対する防護措置
		運用については保安規定に定			・追加要求事項による差異あ	
		めて管理する。	9-7		り。	9.1 緊急時対策所機能
		9-7【46条12】			70	4. 有毒ガスに対する防護措置
						1. 门两水,气机, 50000110
		 			 	一 以下余白 一
		2.1.4.1.			2	× 1 /4 · 1
		1	l .		l .	

付番及び下線)茶色:設置許可と基本設計方針(後)書類八からの引用以外の記載緑色:技術基準と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 :前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に	工事計画認可申請書	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置許可,基本設計方針及び	備考
関する規則	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	技術基準との対比	1/用   ←
			ヌ その他発電用原子炉の附	10. その他発電用原子炉の附		
			属施設の構造及び設備	属施設		
			(3) その他の主要な事項	10.8 緊急時対策所		
			(vi) 緊急時対策所	10.8.1 通常運転時等		
				10.8.1.1 概要		
				緊急時対策所は、有毒ガスが		
				重大事故等に対処するために		
				必要な指示を行う要員に及ぼ		
				す影響により, 当該要員の対処		
				能力が著しく低下しないよう,		
				当該要員が緊急時対策所内に		
				とどまり,事故対策に必要な各		
				種の指示・操作を行うことがで		
				きる設計とする。		
				♦ (⑨-1)		
				10.8.1.2 設計方針		
				(5) 有毒ガスが重大事故等に		
				対処するために必要な指示を		
				行う要員に及ぼす影響により,		
				当該要員の対処能力が著しく		
				低下しないよう、当該要員が緊		
				急時対策所内にとどまり、事故		
				対策に必要な各種の指示・操作		
				を行うことができる設計とす		
				る。		
				<b>♦</b> ( <b>9</b> -1, <b>9</b> -2)		
				10.8.1.4 主要設備		
				(1) 緊急時対策所		
				異常等に対処するために必		
				要な指示を行うための要員等		
				を収容できるよう、緊急時対策		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

:前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
				所を設置する。		
				♦(1-1)		
			緊急時対策所は,有毒ガスが	緊急時対策所は、有毒ガスが		
			重大事故等に対処するために	重大事故等に対処するために		
			必要な指示を行う要員に及ぼ	必要な指示を行う要員に及ぼ		
			す影響により, 当該要員の対処	す影響により, 当該要員の対処		
			能力が著しく低下し, 安全施設	能力が著しく低下し, 安全施設		
			の安全機能が損なわれること	の安全機能が損なわれること		
			がない設計とする。	がない設計とする。		
			2 (9-1)	♦(9-1)		
			そのために, 有毒ガス防護に	そのために、有毒ガス評価ガ		
			係る影響評価を実施する。	イドを参照し, 有毒ガス防護に		
			2 (9-3)	係る影響評価を実施する。		
				♦ (⑨–3)		
			有毒ガス防護に係る影響評	有毒ガス防護に係る影響評		
			価に当たっては、有毒ガスが大	価に当たっては、有毒ガスが大		
			気中に多量に放出されるかの	気中に多量に放出されるかの		
			観点から有毒化学物質の性状,	観点から, 有毒化学物質の揮発		
			貯蔵状況等を踏まえ固定源及	性等の性状, 貯蔵量, 建物内保		
			び可動源を特定する。	管, 換気等の貯蔵状況等を踏ま		
			2 (9-4)	え,敷地内及び中央制御室等か		
				ら半径 10km 以内にある敷地外		
				の固定源並びに敷地内の可動		
				源を特定し、特定した有毒化学		
				物質に対して有毒ガス防護の		
				ための判断基準値を設定する。		
				♦ (9-4)		
			また, 固定源の有毒ガス防護	また, 固定源の有毒ガス防護		
			に係る影響評価に用いる防液	に係る影響評価に用いる防液		
			堤等は,現場の状況を踏まえ評	堤等は, 現場の状況を踏まえ評		
			価条件を設定する。	価条件を設定する。		
			固定源に対しては, 当該要員	固定源に対しては, 貯蔵容器		
			の吸気中の有毒ガス濃度の評	すべてが損傷し、有毒化学物質		

び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			価結果が有毒ガス防護のため	の全量流出によって発生した		
			の判断基準値を下回ることに	有毒ガスが大気中に放出され		
			より, 当該要員を防護できる設	る事象を想定し, 当該要員の吸		
			計とする。	気中の有毒ガス濃度の評価結		
			2 (9-5)	果が有毒ガス防護のための判		
				断基準値を下回ることにより,		
				当該要員を防護できる設計と		
				する。		
				♦(9-5)		
			可動源に対しては, 緊急時対	可動源に対しては,「10.11		
			策所換気設備の隔離等の対策	通信連絡設備」に記載する通信		
			により, 当該要員を防護できる	連絡設備による連絡、緊急時対		
			設計とする。	策所換気設備の隔離,防護具の		
			2 (9-6)	着用等により重大事故等に対		
				処するために必要な指示を行		
				う要員を防護できる設計とす		
				る。		
				♦(9-6)		
			有毒ガス防護に係る影響評	有毒ガス防護に係る影響評		
			価において、有毒ガス影響を軽	価において, 有毒ガス影響を軽		
			減することを期待する防液堤	減することを期待する防液堤		
			は,保守管理及び運用管理を適	は,保守管理及び運用管理を適		
			切に実施する。	切に実施する。		
			2 (9-7)	♦(9-7)		
			一 以下余白 一	一 以下余白 一		

### 【第46条 緊急時対策所】

- : 該当なし

※:条文全体に関わる説明書

様式-6

各条	文の設計の考え方									
第 46	第 46 条(緊急時対策所)									
1.	1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方									
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等					
1)	緊急時対策所の設置	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	1項	_	b					
2	要員の収容及び滞在	技術基準規則の要求事項及びその解釈を 受けている内容を記載する。	1項	1	b, с					
3	安全パラメータ表示シス テム (SPDS) の設置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を 受けている内容を記載する。	1項	1	_					
4	発電所内への通信連絡設 備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を 受けている内容を記載する。	1項	1	a, b					
(5)	発電所外への多様性を備 えた通信連絡設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を 受けている内容を記載する。	1項	1	a, b					
6	データ伝送設備の設置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を 受けている内容を記載する。	1項	1	a, b					
7	酸素濃度計の設置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を 受けている内容を記載する。	1項	1	ь, с					
8	二酸化炭素濃度計の設置	設置許可添八との整合に鑑み記載する。なお、酸素濃度と同様に、事故対策のための活動に支障がない濃度範囲であることを把握する必要があるため記載する。	1項	_	b, c					
9	有毒ガス発生に対する警 報装置その他の適切な防 護措置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を 受けている内容を記載する。また,有毒ガ スに対する防護措置の運用について,保安 規定に定め管理する旨を記載する。	2項	2	b					
2.	設置許可本文のうち、基本認	と計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方			説明資料等					
	設置許可添八との重複記載	設置許可添八の記載の方がより適切であり。 記載を採用するため記載しない。	設置許可添八の記載の方がより適切であり、設置許可添八の							
2	設置許可本文内の重複記	設置許可本文内にある同趣旨の記載を採り	用するため	め記載し	_					
	載	ない。								
3	他条文に関する記載	第76条に対する設計方針であり、第76条を整理するため記載しない。	_							
	<b>仏久☆/▽</b> 問→ヱ乭4	第77条に対する設計方針であり,第77条	にて同趣に	<b>手の内容</b>						
4	他条文に関する記載	を整理するため記載しない。								

## 【第46条 緊急時対策所】

- : 該当なし

※:条文全体に関わる説明書

様式-6

		————					
他条文に関する記載	第47条に対する設計方針であり、第47条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	_					
3.設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方							
項目	説明資料等						
設置許可本文との重複記載	設置許可本文にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	_					
設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であるため記載しない。	_					
設置許可添八内の重複記載	設置許可添八内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	-					
文章、表又は図の呼込み	設置許可内での文章,表又は図の呼込みであるため記載しない。	_					
運用,手順	保安規定で対応するため記載しない。	_					
他条文に関する記載	第 47 条に対する設計方針であり、第 47 条にて同趣旨の内容を 整理するため記載しない。	_					
詳細な検討が必要な事項							
	記載先						
ュ 通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面							
緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書							
緊急時対策所の居住性に関する説明書							
発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書							
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							
	理許可添八のうち,基本設理 項目 設置許可本文との重複記載 設備の補足的な記載 設置許可添八内の重複記載 文章,表又は図の呼込み 運用,手順 他条文に関する記載 詳細な検討が必要な事項 通信連絡設備に関する説明 緊急時対策所の設置場所を 緊急時対策所の設置場所を 緊急時対策所の設置場所を 緊急時対策所の設置の許可 発電用原子炉の設置の許可	他条文に関する記載 を整理するため記載しない。  皮置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方  項目 考え方  設置許可本文との重複記載 設置許可本文にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。 設備の補足的な記載  設置許可添八内の重複記載 設置許可添八内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。  文章、表又は図の呼込み 設置許可内での文章、表又は図の呼込みであるため記載しない。  連用、手順 保安規定で対応するため記載しない。  他条文に関する記載 第47条に対する設計方針であり、第47条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。  詳細な検討が必要な事項  記載先  通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面  緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書  緊急時対策所の居住性に関する説明書  発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書					

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

#### 要求事項との対比表(SA)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
		ロ 発電用原子炉施設の一般構造			
		(3) その他の主要な構造	10.8 緊急時対策所		
			10.8.2 重大事故等時		
(緊急時対策所)		(ac) 緊急時対策所	10.8.2.1 概要		
第七十六条 第四十六条の規定によ	緊急時対策所は、重大事故等が発	緊急時対策所は、重大事故等が発	緊急時対策所は、重大事故等が発	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
り設置される緊急時対策所は、重大	生した場合においても、当該事故等	生した場合においても、当該重大事	生した場合においても、当該重大事	違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
事故等が発生した場合においても当	に対処するための適切な措置が講じ	故等に対処するために必要な指示を	故等に対処するために必要な指示を	・要求事項に対する設計の明確化。	
該重大事故等に対処するための適切	ることができるよう、緊急時対策所	行う要員がとどまることができるよ	行う要員がとどまることができるよ		
な措置が講じられるよう、次に定め	機能に係る設備を含め、以下の設計	う,適切な措置を講じた設計とする	う, 適切な措置を講じた設計とする		
るところによらなければならない。	とする。	とともに、重大事故等に対処するた	とともに、重大事故等に対処するた		
①, ②, ③, ④, ⑤	①-1【76条1】	めに必要な情報を把握できる設備及	めに必要な情報を把握できる設備及		
		び発電所内外の通信連絡をする必要	び発電所内外の通信連絡をする必要		
一 重大事故等に対処するために必		のある場所と通信連絡を行うために	のある場所と通信連絡を行うために		
要な指示を行う要員がとどまること		必要な設備を設置又は保管する。ま	必要な設備を設置又は保管する。ま		
ができるよう、適切な措置を講ずる		た、重大事故等に対処するために必	た, 重大事故等に対処するために必		
こと。		要な数の要員を収容できる設計とす	要な数の要員を収容できる設計とす		
①, ②		る。	る。		
		□ (①-1)	♦ (①-1)		
二 重大事故等に対処するために必			緊急時対策所の系統概要図を第		
要な指示ができるよう、重大事故等		ヌ その他発電用原子炉の附属施設	10.8-1 図から第 10.8-5 図に示す。		
に対処するために必要な情報を把握		の構造及び設備	♦		
できる設備を設けること。		(3) その他の主要な事項			
①, ③		(vi) 緊急時対策所	10.8.2.2 設計方針		
		緊急時対策所は, 重大事故等が発	緊急時対策所を,敷地高さ標高 50m		
三 発電用原子炉施設の内外の通信		生した場合においても,当該重大事	の高台に設置する。		
連絡をする必要のある場所と通信連		<u>故等に対処するため</u> に必要な指示を			
絡を行うために必要な設備を設ける		行う要員がとどまることができるよ			
こと。		う,適切な措置を講じた設計とする			
①, ④		とともに、重大事故等に対処するた			
		めに必要な指示ができるよう、重大			
2 緊急時対策所には、重大事故等		事故等に対処するために必要な情報			

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後) 緑色:技術基準と基本設計方針(後) 可,基本設計方針及び

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
に対処するために必要な数の要員を		を把握できる設備及び発電所内外の			
収容することができる措置を講じな		通信連絡をする必要のある場所と通			
ければならない。		信連絡を行うために必要な設備を設			
①, ②, ⑤		置又は保管する設計とする。また、			
		重大事故等に対処するために必要な			
【解釈】		数の要員を収容できる設計とする。			
第76条(緊急時対策所)		①-1			
1 第1項及び第2項の要件を満た					
す緊急時対策所とは、以下に掲げる	緊急時対策所は, 重大事故等が発	緊急時対策所は, 重大事故等が発	緊急時対策所は、重大事故等が発	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
措置又はこれらと同等以上の効果を	生した場合においても、当該事故等	生した場合においても、当該事故等	生した場合においても、当該事故等	違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
有する措置を行うための設備を備え	に対処するための適切な措置が講じ	<u>に対処するための適切な措置が講じ</u>	に対処するための適切な措置が講じ	・要求事項に対する設計の明確化。	(1)耐震性及び耐津波性
たものをいう。	られるよう、その機能に係る設備を	られるよう、その機能に係る設備を	ることができるよう,その機能に係		
a) 基準地震動による地震力に対し、	含め、基準地震動Ssによる地震力	含め, 基準地震動 S s による地震力	る設備を含め、基準地震動Ssによ		
免震機能等により、緊急時対策所の	に対し、機能を喪失しないよう設計	に対し、機能を喪失しないよう設計	る地震力に対し、機能を損なわない		
機能を喪失しないようにするととも	するとともに、基準津波の影響を受	<u>するとともに、</u> 緊急時対策所は、 <u>基</u>	設計とするとともに、基準津波の影		
に、基準津波の影響を受けないこと。	けない設計とする。	準津波の影響を受けない設計とす	響を受けない設計とする。 ◆ (1-2)		
①	①-2【76条2】	<u>る。</u> ①−2 地震及び津波に対しては,	地震及び津波に対しては,「1.4.2		
		口,(1),(ii) 重大事故等対処施設	重大事故等対処施設の耐震設計」及		
b) 緊急時対策所と原子炉制御室は		の耐震設計及びロ, (2), (ii) 重大	び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐		
共通要因により同時に機能喪失しな		事故等対処施設の耐津波設計に基づ	津波設計」に基づく設計とする。 🥸		
いこと。①		く設計とする。3			
c) 緊急時対策所は、代替交流電源	緊急時対策所の機能に係る設備	また,緊急時対策所の機能に係る	また、緊急時対策所の機能に係る	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
からの給電を可能とすること。また、	は、共通要因により中央制御室と同	設備は、中央制御室との共通要因に	設備は、中央制御室との共通要因に	違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
当該代替電源を含めて緊急時対策所	時に機能喪失しないよう, 中央制御	より同時に機能喪失しないよう,中	より同時に機能喪失しないよう,中	・要求事項に対する設計の明確化。	(2)中央制御室に対する独立性
の電源は、多重性又は多様性を有す	室に対して独立性を有する設計とす	央制御室に対して独立性を有する設	央制御室に対して独立性を有する設		
ること。⑤	るとともに、中央制御室とは離れた	計とするとともに、中央制御室とは	計とするとともに、中央制御室とは		
	位置に設置又は保管する設計とす	離れた位置に設置又は保管する。①	離れた位置に設置又は保管する。◇		
d) 緊急時対策所の居住性が確保さ	る。	-3	(①-3)		
れるように、適切な遮蔽設計及び換	①-3【76条3】				
気設計を行うこと。					
①, ②					
e) 緊急時対策所の居住性について					

大事故等に対処するために必要な指

赤色:様式6に関する記載(付番及び下線) 茶色:設置許可と基本設計方針(後) 青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

			回提出時からの変更箇所	(A)	11/7/21 (12/
実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
は、次の要件を満たすものであるこ	緊急時対策所は, 重大事故等が発	緊急時対策所は, 重大事故等に対	緊急時対策所は, 重大事故等に対	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
と。	生した場合においても, 重大事故等	処するために必要な指示を行う要員	処するために必要な指示を行う要員	違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
①, ②	に対処するために必要な指示を行う	に加え,原子炉格納容器の破損等に	に加え、原子炉格納容器の破損等に	・要求事項に対する設計の明確化。	(4)緊急時対策所の機能の確保
	要員に加え、原子炉格納容器の破損	よる発電所外への放射性物質の拡散	よる発電所外への放射性物質の拡散		a. 居住性の確保
① 想定する放射性物質の放出量等	等による発電所外への放射性物質の	<u>を抑制するための対策に対処するた</u>	を抑制するための対策に対処するた		
は東京電力株式会社福島第一原子力	拡散を抑制するための対策に対処す	めに必要な数の要員を含め, 重大事	めに必要な数の要員を含め、重大事		
発電所事故と同等とすること。	るために必要な数の要員を含め、重	故等に対処するために必要な数の要	故等に対処するために必要な数の要		
	大事故等に対処するために必要な数	<u>員を収容することができる</u> 設計とす	員を収容することができる設計とす		
② プルーム通過時等に特別な防護	の要員を収容することができるとと	る。①-4	る。		
措置を講ずる場合を除き、対策要員	もに、重大事故等に対処するために		♦ (1-4)		
は緊急時対策所内でのマスクの着用	必要な指示を行う要員がとどまるこ				
なしとして評価すること。	とができるよう,適切な遮蔽設計及				
	び換気設計を行い緊急時対策所の居				
③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の	住性を確保する。				
服用、仮設設備等を考慮してもよい。	①-4【76条4】				
ただし、その場合は、実施のための					
体制を整備すること。	緊急時対策所は、重大事故等が発	重大事故等が発生し,緊急時対策	重大事故等が発生し、緊急時対策	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
	生し、緊急時対策所の外側が放射性	所の外側が放射性物質により汚染し	所の外側が放射性物質により汚染し	違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
④ 判断基準は、対策要員の実効線	物質により汚染したような状況下に	たような状況下において,対策要員	たような状況下において、対策要員	・要求事項に対する設計の明確化。	(4)緊急時対策所の機能の確保
量が 7 日間で 100mSv を超えないこ	おいて、要員が緊急時対策所内に放	が緊急時対策所内に放射性物質によ	が緊急時対策所内に放射性物質によ		a. 居住性の確保
と。	射性物質による汚染を持ち込むこと	<u>る汚染を持ち込むことを防止するた</u>	る汚染を持ち込むことを防止するた		放射線管理施設
	を防止するため、身体サーベイ及び	め、身体サーベイ及び作業服の着替	め、身体サーベイ及び作業服の着替		2.1 中央制御室及び緊急時対策所
f) 緊急時対策所の外側が放射性物	作業服の着替え等を行うための区画	<u>え等を行うための区画を設置する設</u>	え等を行うための区画を設置する設		の居住性を確保するための防護措置
質により汚染したような状況下にお	を設置する設計とする。	<u>計とする。</u> ①-5	計とする。◆ (①-5)		
いて、緊急時対策所への汚染の持ち	①-5【76条5】				
込みを防止するため、モニタリング					
及び作業服の着替え等を行うための	身体サーベイの結果、要員の汚染	<u>身体サーベイの結果,</u> 対策 <u>要員の</u>	身体サーベイの結果、対策要員の	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	放射線管理施設
区画を設けること。①	が確認された場合は、要員の除染を	<u>汚染が確認された場合は,</u> 対策 <u>要員</u>	汚染が確認された場合は、対策要員	違いによる差異あり。	2.1 中央制御室及び緊急時対策所
	行うことができる区画を,身体サー	の除染を行うことができる区画を,	の除染を行うことができる区画を,	・要求事項に対する設計の明確化。	の居住性を確保するための防護措置
2 第2項に規定する「重大事故等	ベイを行う区画に隣接して設置する	身体サーベイを行う区画に隣接して	身体サーベイを行う区画に隣接して		
に対処するために必要な数の要員」	ことができるよう考慮する。①-6【76	設置することができるよう考慮す	設置することができるよう考慮す		
とは、第1項第1号に規定する「重	条6】	<u>る。</u> ①-6	る。 ◆ (①-6)		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後) 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
示を行う要員」に加え、少なくとも	身体サーベイ、作業服の着替え等			・技術基準規則の要求事項に対する	放射線管理施設
原子炉格納容器の破損等による工場	に必要な照度の確保は、緊急時対策			基本設計方針を記載。	2.1 中央制御室及び緊急時対策所
等外への放射性物質の拡散を抑制す	所の非常用照明及び電源内蔵型照明			・要求事項に対する設計の明確化。	の居住性を確保するための防護措置
るための対策に対処するために必要	によりできる設計とする。				
な数の要員を含むものとする。①	①【76条7】				
一 以下余白 一	重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、差圧計、酸素 濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置 又は保管する設計とする。 ①-7【76条8】	ても、当該事故等に対処するために 必要な指示を行う要員がとどまるこ とができるよう、緊急時対策所の居 住性を確保するための設備として、 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換 気空調設備①-8、酸素濃度計、二酸 化炭素濃度計①-7、可搬式モニタリ	(1) 居住性を確保するための設備 重大事故等が発生した場合において も、当該事故等に対処するために必 要な指示を行う要員がとどまること ができるよう、緊急時対策所の居住 性を確保するための設備として、緊 急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気 空調設備、酸素濃度計、二酸化炭素 濃度計、可搬式モニタリング・ポス ト及び可搬式エリア放射線モニタを 設ける。◆ (①-8, ①-7, ①-10)		緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4)緊急時対策所の機能の確保 a.居住性の確保
	重大事故等が発生した場合において,緊急時対策所の居住性を確保するための設備として,緊急時対策所 遮蔽,緊急時対策所換気空調系の設備,可搬式モニタリングポスト及び可搬式エリア放射線モニタを設置又は保管する設計とする。 ①-8, ①-9, ①-10【76条9】			・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。	放射線管理施設 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ①-9 引用元: P34

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後) 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

中田が長田匠フにロッド					
実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
	重大事故等が発生した場合におけ	緊急時対策所の居住性について	緊急時対策所の居住性について	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
	る緊急時対策所の居住性について	は、想定する放射性物質の放出量等	は、想定する放射性物質の放出量等	違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
	は、想定する放射性物質の放出量等	を東京電力株式会社福島第一原子力	を東京電力株式会社福島第一原子力	・要求事項に対する設計の明確化。	(4)緊急時対策所の機能の確保
	を東京電力株式会社福島第一原子力	発電所事故と同等とし,かつ,緊急	発電所事故と同等とし、かつ、緊急		a. 居住性の確保
	発電所事故と同等とし、かつ、緊急	時対策所内でのマスクの着用, 交替	時対策所内でのマスクの着用、交替		
	時対策所内でのマスクの着用, 交替	要員体制,安定ヨウ素剤の服用及び	要員体制,安定ヨウ素剤の服用及び		
	要員体制,安定ヨウ素剤の服用及び	仮設設備を考慮しない条件において	仮設設備を考慮しない条件において		
	仮設設備を考慮しない条件において	も,緊急時対策所にとどまる要員の	も、緊急時対策所にとどまる要員の		
	も, 「原子力発電所中央制御室の居	実効線量が事故後7日間で 100mSv	実効線量が事故後7日間で 100mSv		
	住性に係る被ばく評価手法について	<u>を超えない設計とする。</u> ①-11	を超えない設計とする。		
	(内規)」の手法を参考とした被ば		♦ (①-11)		
	く評価において、緊急時対策所にと				
	どまる要員の実効線量が事故後7日				
	間で100mSvを超えない設計とする。				
	①-11【76条10】		a. 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策		
			所換気空調設備		
	緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策	緊急時対策所遮蔽は,重大事故等	緊急時対策所遮蔽は,重大事故等	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	放射線管理施設
	所の気密性及び緊急時対策所換気空	が発生した場合において、緊急時対	が発生した場合において、緊急時対	違いによる差異あり。	2.1 中央制御室及び緊急時対策所
	調系の機能とあいまって、緊急時対	策所の気密性及び緊急時対策所換気	策所の気密性及び緊急時対策所換気	・要求事項に対する設計の明確化。	の居住性を確保するための防護措置
	策所にとどまる要員の実効線量が事	<u>空調</u> 設備 <u>の機能とあいまって</u> , 緊急	空調設備の機能とあいまって,緊急		
	故後7日間で100mSvを超えない設計	時対策所にとどまる要員の実効線量	時対策所にとどまる要員の実効線量		
	とする。	が7日間で 100mSv を超えない設計	が7日間で 100mSv を超えない設計		
	②-1, ②-2【76条11】	とする。	とする。		②-1 引用元:P <mark>34</mark>
		2-2	♦ (②-2)		
	緊急時対策所換気空調系の設備と		緊急時対策所換気空調設備とし	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	放射線管理施設
	して, 緊急時対策所の居住性を確保		て,緊急時対策所空気浄化送風機,	違いによる差異あり。	2.2.2 緊急時対策所換気空調系
	するため, 緊急時対策所空気浄化送		緊急時対策所空気浄化フィルタユニ	・要求事項に対する設計の明確化。	
	風機、緊急時対策所空気浄化フィル		ット,緊急時対策所正圧化装置(空		
	タユニット,空気ボンベ加圧設備(空		気ボンベ)及び差圧計を設ける。		
	気ボンベ) 及び差圧計を設置及び保		♦ (①-8, ①-7)		
	管する設計とする。				_
	②-3【76条12】				②-3 引用元:P <mark>35</mark>

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所 実用発電用原子炉及び 工事計画認可申請書 設置変更許可申請書 設置変更許可申請書 設置許可,基本設計方針及び その附属施設の技術基準に 備考 基本設計方針(後) 本文 添付書類八 技術基準との対比 関する規則 緊急時対策所換気空調系は,緊急 ・同趣旨の記載ではあるが、表現の一放射線管理施設 2.2.2 緊急時対策所換気空調系 時対策所の建物の気密性に対して十 違いによる差異あり。 分な余裕を考慮した設計とする。 ・要求事項に対する設計の明確化。 また,緊急時対策所外の火災により 発生する燃焼ガス又はばい煙, 有毒 ガス及び降下火砕物に対する換気設 備の隔離及びその他の適切に防護す るための設備を設ける設計とする。 ②-4, ⑥-1 引用元:P<mark>36</mark> ②-4, ⑥-1【76条13】 緊急時対策所換気空調系の設備の 緊急時対策所の緊急時対策所空気 → 同趣旨の記載ではあるが、表現の │ 放射線管理施設 緊急時対策所換気空調設備とし うち、緊急時対策所空気浄化送風機 浄化送風機及び緊急時対策所空気浄 2.1 中央制御室及び緊急時対策所 て, 緊急時対策所空気浄化送風機及 違いによる差異あり。 及び緊急時対策所空気浄化フィルタ び緊急時対策所空気浄化フィルタユ 化フィルタユニットは, 可搬型ダク ・要求事項に対する設計の明確化。 の居住性を確保するための防護措置 ユニットは、 可搬型ダクトを用いて ニットは, 可搬型ダクトを用いて緊 トを用いて緊急時対策所を正圧化 緊急時対策所を正圧化し,放射性物 し、放射性物質の侵入を低減できる 急時対策所を正圧化し、放射性物質 質の侵入を低減できる設計とする。 設計とする。また、緊急時対策所正 の侵入を低減できる設計とする。ま また空気ボンベ加圧設備(空気ボン た、緊急時対策所正圧化装置(空気 圧化装置(空気ボンベ)は、プルー べ) は、プルーム通過時において、 ボンベ)は、プルーム通過時におい ム通過時において,緊急時対策所を 緊急時対策所を正圧化し、希ガスを て,緊急時対策所を正圧化し,希ガ 正圧化し, 希ガスを含む放射性物質 含む放射性物質の侵入を防止できる スを含む放射性物質の侵入を防止で の侵入を防止できる設計とする。 設計とする。 きる設計とする。 2-5 (2)-5)②-5【76条14】 差圧計は、緊急時対策所が正圧化・同趣旨の記載ではあるが、表現の | 緊急時対策所 差圧計(個数1,計測範囲0~500Pa) は、緊急時対策所の正圧化された室 された状態であることを監視できる「違いによる差異あり。 1.1.2 設計方針 内と周辺エリアとの差圧範囲を監視 設計とする。 ・要求事項に対する設計の明確化。 (4)緊急時対策所の機能の確保 できる設計とする。 (2)-6)a. 居住性の確保 ②-6【76条15】 ②-6 引用元: P21

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後) 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

		• 100	引促山時かりの後史固別		
実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
	緊急時対策所空気浄化送風機及び		緊急時対策所空気浄化送風機及び	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	放射線管理施設
	緊急時対策所空気浄化フィルタユニ		緊急時対策所空気浄化フィルタユニ	違いによる差異あり。	2.2.2 緊急時対策所換気空調系
	ットは、プルーム通過後の緊急時対		ットは、プルーム通過後の緊急時対	・要求事項に対する設計の明確化。	
	策所内を正圧化できる設計とする。		策所内を正圧化できる設計とする。		
	②-7【76条16】		②-7		
	空気ボンベ加圧設備(空気ボンベ)		主要な設備は、以下のとおりとす	・技術基準規則の要求事項に対する	放射線管理施設
	は、プルーム通過時において、緊急		る。	基本設計方針を記載。	2.2.2 緊急時対策所換気空調系
	時対策所を正圧化し、希ガスを含む		・緊急時対策所遮蔽◇ (①-9)	・要求事項に対する設計の明確化。	
	放射性物質の侵入を防止するととも		·緊急時対策所空気浄化送風機�(②		
	に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を		-3)		
	活動に支障がない範囲に維持するた		・緊急時対策所空気浄化フィルタユ		
	めに必要な容量を保管する設計とす		ニット◆ (②−3)		
	る。		・緊急時対策所正圧化装置(空気ボ		
	②-5【76条17】		ンベ) ① (②-3)		②-5 引用元: P6
			・差圧計(①-7)		
			本系統の流路として、緊急時対策		
			所空気浄化装置用可搬型ダクト,緊		
			急時対策所空気浄化装置(配管·弁),		
			緊急時対策所正圧化装置可搬型配		
			管・弁及び緊急時対策所正圧化装置		
			(配管・弁) を重大事故等対処設備		
			として使用する。◇ (②-5)		
	緊急時対策所換気空調系は、基準			<ul><li>技術基準規則の要求事項に対する</li></ul>	   放射線管理施設
	地震動Ssによる地震力に対し、機			基本設計方針を記載。	2.2.2 緊急時対策所換気空調系
	能を喪失しないようにするとともに			<ul><li>要求事項に対する設計の明確化。</li></ul>	
	緊急時対策所の気密性とあいまって				
	緊急時対策所の居住性に係る判断基				
	準を満足する設計とする。				
	②【76条18】				

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後) 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定		
			設備		
	緊急時対策所には、酸素濃度及び	緊急時対策所には、酸素濃度及び	緊急時対策所には、酸素濃度及び	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
	二酸化炭素濃度が活動に支障がない	二酸化炭素濃度が活動に支障がない	二酸化炭素濃度が活動に支障がない	違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
	範囲にあることを把握できるよう酸	<u>範囲にあることを把握できるよう酸</u>	範囲にあることを把握できるよう酸	・要求事項に対する設計の明確化。	(4) 緊急時対策所の機能の確保
	素濃度計(個数1(予備1))及び二	素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保	素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保		a. 居住性の確保
	酸化炭素濃度計(個数1(予備1))	<u>管する設計とする。</u> 2-8 また, <u>室内</u>	管する設計とする。 ◇ (2-8)		
	を保管する設計とする。	<u>への希ガス等の放射性物質の侵入を</u>	主要な設備は、以下のとおりとす		
	②-8【76条19】	<u>低減又は防止するための</u> 確実な <u>判断</u>	る。		
		ができるよう放射線量を監視, 測定	·酸素濃度計◆ (2-8)		
	緊急時対策所には、室内への希ガ	するため、さらに緊急時対策所正圧	<ul><li>二酸化炭素濃度計◆ (②-8)</li></ul>	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	放射線管理施設
	ス等の放射性物質の侵入を低減又は	化装置による正圧化判断のために使		違いによる差異あり。	2.1 中央制御室及び緊急時対策
	防止するための判断ができるよう放	用する可搬式エリア放射線モニタを		・要求事項に対する設計の明確化。	の居住性を確保するための防護措置
	射線量を監視、測定するため、さら	緊急時対策所に保管する設計とする			
	に緊急時対策所換気空調系の設備に	とともに,可搬式モニタリング・ポ			
	よる正圧化判断のために使用する可	ストを第1保管エリア及び第4保管			
	搬式エリア放射線モニタを緊急時対	エリアに保管する設計とする。			
	策所に保管する設計とするととも	2-9			
	に、可搬式モニタリングポストを第				
	1保管エリア及び第4保管エリアに				
	保管する設計とする。				
	②-9【76条20】				

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び 設置変更許可申請書 工事計画認可申請書 設置変更許可申請書 設置許可,基本設計方針及び 備考 その附属施設の技術基準に 基本設計方針(後) 添付書類八 本文 技術基準との対比 関する規則 エリアモニタリング設備のうち緊 c. 放射線量の測定設備 ・技術基準規則の要求事項に対する 放射線管理施設 急時対策所等に設ける可搬式エリア 室内への希ガス等の放射性物質の基本設計方針を記載。 1.1.2 エリアモニタリング設備 放射線モニタ及び可搬式モニタリン 侵入を低減又は防止するための確実 ・要求事項に対する設計の明確化。 グポストは, 重大事故等時に緊急時 な判断ができるよう放射線量を監 対策所内への希ガス等の放射性物質 視, 測定するため、さらに緊急時対 の侵入を低減又は防止するための判 策所正圧化装置による正圧化判断の 断ができるよう放射線量を監視,測 ために使用する可搬式エリア放射線 定し, 計測結果を記録及び保存でき モニタを緊急時対策所に保管する設 る設計とする。 計とするとともに,可搬式モニタリ ②-10【76条21】 ング・ポストを第1保管エリア及び 第4保管エリアに保管する設計とす る。 (2)-10主要な設備は以下のとおりとす る。 ・可搬式エリア放射線モニタ◆ (2) -10)・可搬式モニタリング・ポスト (8.1) 放射線管理設備) ◆ (2-10)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び 工事計画認可申請書 設置変更許可申請書 設置変更許可申請書 設置許可,基本設計方針及び その附属施設の技術基準に 備考 基本設計方針(後) 本文 添付書類八 技術基準との対比 関する規則 緊急時対策所には、重大事故等が 緊急時対策所には、重大事故等が (2) 重大事故等に対処するために ・同趣旨の記載ではあるが、表現の 緊急時対策所 発生した場合においても当該事故等 発生した場合においても当該事故等 必要な指示及び通信連絡に関わる設 | 違いによる差異あり。 1.1.2 設計方針 に対処するために必要な指示ができ (4)緊急時対策所の機能の確保 に対処するために必要な指示ができ ・要求事項に対する設計の明確化。 るよう, 重大事故等に対処するため るよう、3-1重大事故等に対処する a. 必要な情報を把握できる設備 b. 情報の把握 に必要な情報を、中央制御室内の運 緊急時対策所には、重大事故等が ために必要な情報を把握できる設備 転員を介さずに正確、かつ速やかに として,安全パラメータ表示システ | 発生した場合においても当該事故等 把握できる情報収集設備を設置す ム (SPDS) を設置する。 4 (3) に対処するために必要な指示ができ -3)るよう, 重大事故等に対処するため ③-1, ③-2【76条22】 に必要な情報を把握できる設備とし 安全パラメータ表示システム(S T, SPDSデータ収集サーバ、S PDS伝送サーバ及びSPDSデー PDS)は、重大事故等に対処する ために必要な情報を中央制御室内の タ表示装置で構成する安全パラメー 運転員を介さずに緊急時対策所にお タ表示システム (SPDS) を設置 いて把握できる設計とする。3-2 する。 3-3,  $\boxed{1}$  (3-1)緊急時対策所の情報収集設備とし 安全パラメータ表示システム(S ・ 同趣旨の記載ではあるが、表現の | 緊急時対策所 て, 事故状態等の必要な情報を把握 PDS) は、重大事故等に対処する | **違いによる差異あり**。 1.1.2 設計方針 するために必要なパラメータ等を収 ために必要な情報を中央制御室内の・要求事項に対する設計の明確化。 (4)緊急時対策所の機能の確保 b. 情報の把握 集し,緊急時対策所内で表示できる 運転員を介さずに緊急時対策所にお よう、SPDSデータ収集サーバ、 いて把握できる設計とする。 ① (3) SPDS伝送サーバ及びSPDSデ ータ表示装置で構成する安全パラメ 主要な設備は、以下のとおりとす ータ表示システム (SPDS) (「1 る。 2,3号機共用」(以下同じ。)) 安全パラメータ表示システム(S) を設置する設計とする。なお、安全 PDS) (SPDSデータ収集サー バ、SPDS伝送サーバ及びSPD パラメータ表示システム(SPDS) は、計測制御系統施設の設備を緊急 Sデータ表示装置) (10.11 通信連 時対策所の設備として兼用する。 絡設備) ◈ (③-3) (3)−3 【76条23】

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

本語の報酬を対象が			. 11.1	当旋田科がりの変え固//		
緊急時対策所には、	その附属施設の技術基準に				·	備考
※売した場合においても発電所の内 外の通信運搬をする必要のある場所 と通信運搬をする必要である後の の構造運転を行うための改催として、無線通信設備、海星電話設備及 では金原子力が以ネットワークに検 対する通信単常を催する選びは保管 する。 ②-1 176条241			緊急時対策所には,重大事故等が	b. 通信連絡設備	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
株理経験できる設計とする。なお、というで、無線画記数により、 無線画記数により、 無線画記数により、 無線画記数により、 で、無線画記数により、 で、 無線画記数により、 で、 無線画記数により、 で、 無線画記数により、 で、 無線画記数により、 で、 無線画記数により、 で、 またのの数値として、 無線画記数に、 対しの数値として、 またのの数値として、 またのの数値を表示の数値として、 またのの数値を要認されて、 またのの数値として、 またのの数値を表示の数値として、 またのの数値を表示の数値として、 またのの数値を表示の数値を表示を表示した場合によります。		緊急時対策所には、重大事故等が	発生した場合においても発電所の内	緊急時対策所には,重大事故等が	違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
と通信連絡できる設計とする。なお、 概念時対策所は、改変とは保管する通 が開放した場合に、代替交流電源数 が変失した場合に対する設計とする。 ② [76 条 26]  「 76 条 26]		発生した場合においても発電所の内	外の通信連絡をする必要のある場所	発生した場合においても発電所の内	・要求事項に対する設計の明確化。	(4)緊急時対策所の機能の確保
「然後の解文性に設定人は保管する通信、技術期限系統施設の設備を製造的対策所の設備として推力する。		外の通信連絡をする必要のある場所	と通信連絡を行うための設備とし	外の通信連絡をする必要のある場所		c. 通信連絡
信産格設備は、計測制削系施施設の設備を包含整置文は保管する。 ①-1  「16条24]		と通信連絡できる設計とする。なお、	て,無線通信設備,衛星電話設備及	と通信連絡を行うための設備とし		
**		緊急時対策所に設置又は保管する通	び統合原子力防災ネットワークに接	て,無線通信設備,衛星電話設備及		
## 176。  ②-1 【76条24】  ***  「第念時対策支援システム(ERS S)等へ必要なゲークを伝送できる S P D S 伝送サーバで構成するデータ伝送を含さる S P D S 伝送できる設計とする。  ② 【76条25】  「第念時対策所は、全交流動力電源		信連絡設備は、計測制御系統施設の	続する通信連絡設備を設置又は保管	び統合原子力防災ネットワークに接		
①-1 [76条24]		設備を緊急時対策所の設備として兼	する。 4-1	続する通信連絡設備を設置又は保管		
・ 衛星電部設備 (10.11 通信連絡設 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		用する。		する。		
		④-1【76条24】		主要な設備は、以下のとおりとする。		
S)等へ必要なデータを伝送できる S P D S 伝送サーバで構成するデータ伝送設備については、東大事故等 が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。 ④ 【76 条 25】  - 繁急時対策所は、全交流動力電源 が喪失した場合に、代替交流電源設 値である緊急時対策所用発電機から の給電が可能な設計とする。なお、 緊急時対策所用発電機は、プルーム 通過時において、燃料を補給せずに 運転できる設計とする。  ・ 無線通信設備(10.11 通信連絡設				・衛星電話設備(10.11 通信連絡設	<ul><li>技術基準規則の要求事項に対する</li></ul>	緊急時対策所
SPDS伝送サーバで構成するデータ伝送設備については、重大事故等 が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。 ①【76 条 25】  繁急時対策所は、全交流動力電源 「禁急時対策所は、全交流動力電源 が喪失した場合に、代替交流電源設備がらの給電 「禁急時対策所は、全交流動力電源 が喪失した場合に、代替交流電源設備がらの給電 「である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 ○ (⑤ −1)  「ある緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 ○ (⑥ −1)  「ある緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 ○ (⑥ −1)  「ある緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 ○ (⑥ −2 引用元: P13		緊急時対策支援システム(ERS		備) � (④-1)	基本設計方針を記載。	1.1.2 設計方針
タ伝送設備については、重大事故等 が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。 ④ 【76 条 25】  - 繁急時対策所は、全交流動力電源 緊急時対策所は、全交流動力電源 が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から の給電が可能な設計とする。なお、 緊急時対策所用発電機から の給電が可能な設計とする。なお、 緊急時対策所用発電機は、ブルーム 通過時において、燃料を補給せずに 運転できる設計とする。  - 総合原子力防災ネットワークに接 続ける通信連絡設備 (10.11 通信連 絡設備) ◆ (④-1)  - 「同趣旨の記載ではあるが、表現の 違いによる差異あり。 - ・同趣旨の記載ではあるが、表現の 違いによる差異あり。 - ・要求事項に対する設計の明確化。  ・ 要求事項に対する設計の明確化。  ・ の総電が可能な設計とする。◆ (⑤ ー1)  - 「の総電が可能な設計とする。) (⑥ ー2 引用元: P13		S) 等へ必要なデータを伝送できる		・無線通信設備(10.11 通信連絡設	・要求事項に対する設計の明確化。	(4)緊急時対策所の機能の確保
が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。 ① 【76 条 25】  -		SPDS伝送サーバで構成するデー		備) ① (④-1)		c. 通信連絡
一夕を伝送できる設計とする。		タ伝送設備については, 重大事故等		・統合原子力防災ネットワークに接		
<ul> <li>④【76条25】</li> <li>緊急時対策所は、全交流動力電源         緊急時対策所は、全交流動力電源 が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から の給電が可能な設計とする。なお、 緊急時対策所用発電機は、プルーム 通過時において、燃料を補給せずに 運転できる設計とする。     </li> <li>④【76条25】</li> <li>緊急時対策所は、全交流動力電源 が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から の給電が可能な設計とする。</li> <li>⑤□1</li> <li>(3) 代替交流電源設備からの給電 緊急時対策所は、全交流動力電源 が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から の給電が可能な設計とする。</li> <li>⑥□2引用元:P13</li> </ul>		が発生した場合においても必要なデ		続する通信連絡設備(10.11 通信連		
緊急時対策所は、全交流動力電源     緊急時対策所は、全交流動力電源 が喪失した場合に、代替交流電源設 備である緊急時対策所用発電機から の給電が可能な設計とする。なお、 緊急時対策所用発電機は、プルーム 通過時において、燃料を補給せずに 運転できる設計とする。		ータを伝送できる設計とする。		絡設備) ◇ (④-1)		
緊急時対策所は、全交流動力電源 が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から の給電が可能な設計とする。なお、 緊急時対策所用発電機は、プルーム 通過時において、燃料を補給せずに 運転できる設計とする。		④【76条25】				
が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、プルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。			緊急時対策所は,全交流動力電源	(3) 代替交流電源設備からの給電	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
備である緊急時対策所用発電機から の給電が可能な設計とする。なお, 緊急時対策所用発電機は、プルーム 通過時において、燃料を補給せずに 運転できる設計とする。  (事態できる設計とする。)  の給電が可能な設計とする。(事務) (事態できる設計とする。)  の給電が可能な設計とする。(事務) (事態できる設計とする。)  の給電が可能な設計とする。(事務) (事態できる設計とする。(事務) (事態できる設計とする。(事務) (事態できる) (事能できる) (事態できる) (事態でき		緊急時対策所は,全交流動力電源	が喪失した場合に、代替交流電源設	緊急時対策所は,全交流動力電源	違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
の給電が可能な設計とする。なお、 緊急時対策所用発電機は、プルーム 通過時において、燃料を補給せずに 運転できる設計とする。		が喪失した場合に、代替交流電源設	備である緊急時対策所用発電機から	が喪失した場合に、代替交流電源設	・要求事項に対する設計の明確化。	(3)代替交流電源の確保
緊急時対策所用発電機は、プルーム       -1)         通過時において、燃料を補給せずに       運転できる設計とする。         ⑤-2 引用元: P13		備である緊急時対策所用発電機から	の給電が可能な設計とする。 ⑤-1	備である緊急時対策所用発電機から		
通過時において,燃料を補給せずに         運転できる設計とする。            ⑤-2 引用元: P13		の給電が可能な設計とする。なお,		の給電が可能な設計とする。◆ (⑤		
運転できる設計とする。		緊急時対策所用発電機は、プルーム		-1)		
		通過時において、燃料を補給せずに				
[⑤-1, ⑤-2【76条26】		運転できる設計とする。				⑤-2 引用元:P13
		⑤-1, ⑤-2【76条26】				

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

		- 1442	当旋田科がりの変え固//		
実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
		緊急時対策所用発電機は,1台で	緊急時対策所用発電機は, 1台で	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
	緊急時対策所用発電機は,1台で緊	緊急時対策所に給電するために必要	緊急時対策所に給電するために必要	違いによる差異あり。	1.1.2 設計方針
	急時対策所に給電するために必要な	な容量を有するものを、燃料給油時	な容量を有するものを、燃料給油時	・要求事項に対する設計の明確化。	(3)代替交流電源の確保
	容量を有するものを、燃料補給時の	の切替えを考慮して,合計2台を緊	の切替えを考慮して、合計2台を緊		
	切替えを考慮して,合計2台を緊急時	急時対策所に接続することで多重性	急時対策所に接続することで多重性		
	対策所に接続することで多重性を有	を有するとともに, 故障対応時及び	を有するとともに, 故障対応時及び		
	するとともに,故障対応時及び保守	保守点検時のバックアップ用として	保守点検時のバックアップ用として		
	点検時のバックアップ用として予備	予備機を2台保管する設計とする。	予備機を2台保管する設計とする。		
	機を2台保管する設計とする。 5-3	⑤-3	♦ (⑤-3)		
	【76条27】				
				・技術基準規則の要求事項に対する	非常用電源設備
	緊急時対策所用発電機の発電機			基本設計方針を記載。	2.4.2 緊急時対策所用発電設備
	は、緊急時対策所 発電機接続プラ			・要求事項に対する設計の明確化。	
	グ盤(210V, 1200Aのものを1個),				
	緊急時対策所 低圧受電盤				
	(460/210V, 800Aのものを1個), 緊				
	急時対策所 低圧母線盤 (210/105V,				
	800Aのものを1個), 緊急時対策所				
	低圧分電盤1(105V, 225Aのものを1				
	個),緊急時対策所 低圧分電盤2				
	(105V, 225Aのものを1個), 緊急時				
	対策所 無停電交流電源装置				
	(35kVA, 210/210-105Vのものを1				
	個),緊急時対策所 無停電分電盤1				
	(105V, 225Aのものを1個), 緊急時				
	対策所 直流115V充電器盤(120V,				
	200Aのものを1個), 可搬ケーブル				
	(210V, 302Aのものを1相分2本の3相				
	分6本を4セット)を経由して緊急時				
	対策所空気浄化送風機, 衛星電話設				
	備(固定型),無線通信設備(固定型),				
	統合原子力防災ネットワークに接続				
	する通信連絡設備(テレビ会議シス				

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
	テム, I P-電話機及び I P-F A				
	X) 及び安全パラメータ表示システ				
	ム (SPDS) 等へ給電できる設計				
	とする。				
	⑤【76条28】				
		緊急時対策所用発電機の燃料は,	緊急時対策所用発電機の燃料は,	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	非常用電源設備
	緊急時対策所用発電機は, 緊急時	燃料補給設備である緊急時対策所用	燃料補給設備である緊急時対策所用	違いによる差異あり。	4.4 緊急時対策所用発電機の燃料
	対策所用燃料地下タンクからタンク	<u>燃料地下タンク</u> 及び <u>タンクローリ</u> に	燃料地下タンク及びタンクローリに	・要求事項に対する設計の明確化。	補給設備
	ローリを用いて燃料を補給できる設	より給油 <u>できる設計とする。</u> ⑤-4 <u>な</u>	より給油できる設計とする。 💠 (⑤		
	計とする。	お,緊急時対策所用発電機は,プル	-4)		
	⑤-4【76条29】	<u>ーム通過時において、燃料を</u> 給油 <u>せ</u>	なお, 緊急時対策所用発電機は,		
		<u>ずに運転できる設計とする。</u> 5-2	プルーム通過時において,燃料を給		
		タンクローリは,燃料を給油でき	油せずに運転できる設計とする。◆		
		る容量を有するものを1台使用す	(⑤-2)		
		る。保有数は1台に加えて、故障時	タンクローリは,燃料を給油でき		
		及び保守点検による待機除外時のバ	る容量を有するものを1台使用す		
		ックアップ用として1台の合計2台	る。保有数は1台に加えて、故障時		
		を保管する。	及び保守点検による待機除外時のバ		
			ックアップ用として1台の合計2台		
		緊急時対策所用燃料地下タンクか	を保管する。◇ (⑤-6)	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	非常用電源設備
	緊急時対策所用燃料地下タンクか	らタンクローリへの燃料の補給は,	緊急時対策所用燃料地下タンクか	違いによる差異あり。	4.4 緊急時対策所用発電機の燃料
	らタンクローリへの軽油の補給は,	<u>ホースを用いる設計とする。</u> 5-6	らタンクローリへの燃料の補給は,	・要求事項に対する設計の明確化	補給設備
	ホースを用いる設計とする。		ホースを用いる設計とする。◇ (⑤		
	燃料補給設備のタンクローリは,		-6)		
	原子炉建物内のディーゼル燃料デイ		主要な設備は、以下のとおりとす		
	タンク並びにタービン建物近傍のA-		る。		
	ディーゼル燃料移送ポンプから離れ		・緊急時対策所用発電機◆ (⑤-2)		
	た屋外に分散して保管することで,		・可搬ケーブル◆		
	ディーゼル燃料デイタンク及びA-デ		・緊急時対策所 発電機接続プラグ		
	ィーゼル燃料移送ポンプと共通要因		盤◆		
	によって同時に機能を損なわないよ		<ul><li>緊急時対策所 低圧母線盤</li></ul>		
	う,位置的分散を図る設計とする。		・緊急時対策所用燃料地下タンク�		
	緊急時対策所用燃料地下タンク		・タンクローリ�		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

(国本と規則)			
は、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料 ル燃料貯蔵タンクから離れた場所に 設置することで、A-ディーゼル燃料 貯蔵タンクと共通要因によって同時 に機能を損なわないよう、位置的分 散を図る設計とする。安全パラメータ表示システム(S PDS)、衛星電話設備、無線通信設 備及び統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備について は、「10.11 通信連絡設備」に記載			備考
設置することで、A-ディーゼル燃料 貯蔵タンクと共通要因によって同時 に機能を損なわないよう、位置的分 散を図る設計とする。PDS)、衛星電話設備、無線通信設 備及び統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備について は、「10.11 通信連絡設備」に記載事と図る設計とする。⑤-5 引用元: P17	は、タービン建物近傍のA-ディーゼ		
貯蔵タンクと共通要因によって同時 に機能を損なわないよう,位置的分 散を図る設計とする。備及び統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備について は,「10.11 通信連絡設備」に記載(5-5 引用元: P17	ル燃料貯蔵タンクから離れた場所に	安全パラメータ表示システム(S	
貯蔵タンクと共通要因によって同時 に機能を損なわないよう,位置的分 散を図る設計とする。備及び統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備について は,「10.11 通信連絡設備」に記載(5-5 引用元: P17	設置することで、A-ディーゼル燃料	PDS),衛星電話設備,無線通信設	
に機能を損なわないよう, 位置的分 散を図る設計とする。       に接続する通信連絡設備について は,「10.11 通信連絡設備」に記載       ⑤-5 引用元: P17	貯蔵タンクと共通要因によって同時	備及び統合原子力防災ネットワーク	
散を図る設計とする。			
			⑤-5 引用元:P17

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

		本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
	(多様性,多重性,独立性及び位置		10.8.2.2.1 多様性,多重性,独立	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	施設の基本設計方針には記載しな
l i	的分散)		性及び位置的分散	違いによる差異あり。	い。
	基本方針については,「5.1.2 多		<u>基本方針については,「</u> 1.1.7.1	・技術基準規則 54 条の要求事項に関	
	様性,位置的分散等」に示す。 I		多様性,位置的分散,悪影響防止等」	する基本方針について, 呼び込む旨	
			<u>に示す。</u> I	を記載。	
			緊急時対策所は、中央制御室から		
			独立した建物と一体の遮蔽及び換気		
			空調設備として、緊急時対策所空気		
			浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化		
			フィルタユニット、緊急時対策所正		
			圧化装置(空気ボンベ), 差圧計, 酸		
			素濃度計,二酸化炭素濃度計及び可		
			搬式エリア放射線モニタを有し、換		
			気空調設備の電源を緊急時対策所用		
			発電機から給電できる設計とする。		
			これらは中央制御室に対して独立		
			性を有した設備により居住性を確保		
			できる設計とする。◆		
			緊急時対策所, 緊急時対策所遮蔽,		
			緊急時対策所空気浄化送風機,緊急		
			時対策所空気浄化フィルタユニッ		
			ト, 緊急時対策所正圧化装置(空気		
			ボンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸		
			化炭素濃度計及び可搬式エリア放射		
			線モニタは、中央制御室とは離れた		
			建物に保管又は設置することで、共		
			通要因によって同時に機能を損なわ		
			ないよう位置的分散を図る設計とする。 る。◆		
			○。 ♥   緊急時対策所用発電機は,2号炉		
			索忌時対象別用発电機は、2号炉   原子炉建物内の非常用ディーゼル発		
			電機とは離れた建物の屋外に保管す		
			電機とは離れた建物の屋外に保官することで共通要因によって同時に機		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			能を損なわないよう,位置的分散を		
			図る設計とする。◆		
			緊急時対策所用発電機は,中央制		
			御室の電源である非常用交流電源設		
			備と共通要因によって同時に機能を		
			損なわないよう、電源の冷却方式を		
			空冷式とすることで多様性を有する		
			設計とする。◆		
			緊急時対策所用発電機は, 1台で		
			緊急時対策所に給電するために必要		
			な容量を有するものを、燃料給油時		
			の切替えを考慮して,合計2台を緊		
			急時対策所に接続することで多重性		
			を有するとともに、故障対応時及び		
			保守点検時のバックアップ用として		
			予備機を2台保管する設計とする。		
			♦		
			燃料補給設備のタンクローリは,_		
			原子炉建物内の非常用ディーゼル発		
			電機燃料デイタンク並びにタービン		
			建物近傍の非常用ディーゼル発電機		
			燃料移送ポンプから離れた屋外に分		
			<u>散して保管することで、</u> 非常用ディ		
			ーゼル発電機燃料デイタンク <u>及び</u> 非		
			常用ディーゼル発電機燃料移送ポン		
			プ <u>と共通要因によって同時に機能を</u>		
			損なわないよう,位置的分散を図る		
			<u>設計とする。</u>		
			燃料補給設備の <u>緊急時対策所用燃料</u>		
			地下タンクは、タービン建物近傍の		
			非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タ		
			ンクから離れた場所に設置すること		
			で、非常用ディーゼル発電機燃料貯		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置許可と基本設計方針(後) 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所 実用発電用原子炉及び 工事計画認可申請書 設置変更許可申請書 設置変更許可申請書 設置許可,基本設計方針及び 備考 その附属施設の技術基準に 基本設計方針(後) 技術基準との対比 本文 添付書類八 関する規則 蔵タンクと共通要因によって同時に 機能を損なわないよう, 位置的分散 を図る設計とする。 5-5 (悪影響防止) 10.8.2.2.2 悪影響防止 ・同趣旨の記載ではあるが、表現の | 施設の基本設計方針には記載しな。 基本方針については, 「5.1.3 悪 基本方針については,「1.1.7.1 違いによる差異あり。 影響防止等」に示す。Ⅱ 多様性,位置的分散,悪影響防止等」 ・技術基準規則 54条の要求事項に関 する基本方針について, 呼び込む旨 に示す。Ⅱ 緊急時対策所の遮蔽は、緊急時対しを記載 策所と一体のコンクリート構造物と し、倒壊等により他の設備に悪影響 を及ぼさない設計とする。◆ 緊急時対策所空気浄化送風機、緊 急時対策所空気浄化フィルタユニッ ト及び緊急時対策所正圧化装置(空 気ボンベ)は、通常時に接続先の系 統と分離された状態であること及び 重大事故等時は重大事故等対処設備 として系統構成ができることで,他 の設備に悪影響を及ぼさない設計と する。💠 緊急時対策所の差圧計,酸素濃度 計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エ リア放射線モニタは、他の設備から 独立して使用することで,他の設備 に悪影響を及ぼさない設計とする。 また,緊急時対策所の緊急時対策 所空気浄化送風機, 緊急時対策所空 気浄化フィルタユニット及び緊急時 対策所正圧化装置(空気ボンベ)は, 固縛等を実施することで他の設備に 悪影響を及ぼさない設計とする。◆

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			緊急時対策所空気浄化送風機は,		
			飛散物となって他の設備に悪影響を		
			及ぼさない設計とする。◆		
			緊急時対策所用発電機,可搬ケー		
			ブル及び緊急時対策所 発電機接続		
			プラグ盤は、通常時は遮断器により		
			他の設備から切り離すことで、他の		
			設備に悪影響を及ぼさない設計とす		
			る。�		
			緊急時対策所用発電機は,輪留め		
			による固定等を行い保管し、可搬ケ		
			ーブルは固縛等を実施して屋外(緊		
			急時対策所南側)に保管し,緊急時		
			対策所 発電機接続プラグ盤は屋外		
			(緊急時対策所北側)に設置するこ		
			とで他の設備に悪影響を及ぼさない		
			設計とする。◆		
			燃料補給設備のタンクローリは,		
			接続先の系統と分離して保管し、重		
			大事故等時に接続、弁操作等により		
			重大事故等対処設備としての系統構		
			成とすることで、他の設備に悪影響		
			を及ぼさない設計とする。�		
			緊急時対策所用燃料地下タンク		
			は、重大事故等時に重大事故等対処		
			設備としての系統構成とすること		
			で、他の設備に悪影響を及ぼさない		
			設計とする。◆		
			タンクローリは輪留め等による固定		
			をすることで、他の設備に悪影響を		
			及ぼさない設計とする。◆		
			2011 C 311 2011 C 7 300 V		
					<u> </u>

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

中田珍曇田店フにロッド					
実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
	(共用の禁止)		10.8.2.2.3 <u>共用の禁止</u>	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	施設の基本設計方針には記載しな
	基本方針については,「5.1.3 悪		<u>基本方針については,「</u> 1.1.7.1	違いによる差異あり。	い。
	影響防止等」に示す。Ⅲ		多様性,位置的分散, 悪影響防止等」	・技術基準規則 54 条の要求事項に関	
			<u>に示す。</u> III	する基本方針について, 呼び込む旨	
				を記載。	
	事故収束に必要な緊急時対策所遮		事故収束に必要な緊急時対策所遮	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	緊急時対策所
	蔽、緊急時対策所換気空調設備等は、		蔽,緊急時対策所換気空調設備,重	違いによる差異あり。	2. 設備の共用
	二以上の発電用原子炉施設において		大事故等に対処するために必要な情	・要求事項に対する設計の明確化。	
	共用しない設計 <mark>とし、重大事故等に</mark>		報を把握できる設備等は、二以上の		
	対処するために必要な情報を把握で		発電用原子炉施設において共用しな		
	きる設備は1,2,3号機で共用す		<u>い設計とする。</u> Ⅲ-1		
	る設計とする。				
	共用により、必要な情報(相互の				
	プラント状況、運転員、緊急時対策				
	要員及び自衛消防隊の対応状況等) を共有・考慮しながら総合的な管理				
	(事故処理を含む。)を行うことが				
	でき、また、端末を変更する場合に				
	生じる情報共有の遅延を防止するこ				
	とができ、安全性の向上が図れると				
	ともに安全性を損なわないことか				
	5, 1, 2, 3号機で共用する設計				
	とする。				
	重大事故等に対処するために必要				
	な情報を把握できる設備は、共用に				
	より悪影響を及ぼさないよう、号機				
	の区分けなく使用できる設計とす				
	🏅。 Ⅲ−1【76条31】				

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び 工事計画認可申請書 設置変更許可申請書 設置変更許可申請書 設置許可,基本設計方針及び その附属施設の技術基準に 備考 基本設計方針(後) 添付書類八 本文 技術基準との対比 関する規則 事故収束に必要な緊急時対策所 ・技術基準規則の要求事項に対する
非常用電源設備 発電機接続プラグ盤, 緊急時対策所 基本設計方針を記載。 2. 設備の共用 低圧受電盤, 緊急時対策所 低圧母 ・要求事項に対する設計の明確化。 線盤, 緊急時対策所 低圧分電盤1, 緊急時対策所 低圧分電盤2, 緊急時 対策所 無停電交流電源装置,緊急 時対策所 無停電分電盤1及び緊急 時対策所 直流115V充電器盤は,二 以上の発電用原子炉施設において共 用しない設計とする。 Ⅲ【76条32】 ・同趣旨の記載ではあるが、表現の|施設の基本設計方針には記載しな (容量等) 10.8.2.2.4 容量等 基本方針については、「5.1.4 容 基本方針については,「1.1.7.2 違いによる差異あり。 量等」に示す。Ⅳ ・技術基準規則 54条の要求事項に関 容量等」に示す。Ⅳ 緊急時対策所は、想定される重大 する基本方針について、呼び込む旨 事故等時において, 重大事故等に対 を記載。 処するために必要な指示を行う要員 に加え, 原子炉格納容器の破損等に よる発電所外への放射性物質の拡散 を抑制するために必要な対策を行う 要員として、最大 150 名を収容でき る設計とする。また、対策要員等が 緊急時対策所に7日間とどまり、重 大事故等に対処するために必要な数 量の放射線管理用資機材や食料等を 配備できる設計とする。 緊急時対策所空気浄化送風機及び 緊急時対策所空気浄化フィルタユニ ットは,対策要員の放射線被ばくを 低減及び防止するとともに,緊急時 対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素 濃度を活動に支障がない範囲に維持

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			するために必要な換気容量を有する		
			設計とする。保有数は、緊急時対策		
			所空気浄化送風機及び緊急時対策所		
			空気浄化フィルタユニットそれぞれ		
			で1セット1台に加えて、故障時及		
			び保守点検による待機除外時のバッ		
			クアップ用として2台を保管する設		
			計とする。◆		
			緊急時対策所正圧化装置(空気ボ		
			ンベ)は、重大事故等時において緊		
			急時対策所の居住性を確保するた		
			め,緊急時対策所を正圧化し,緊急		
			時対策所内へ希ガスを含む放射性物		
			質の侵入を防止するとともに,酸素		
			濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支		
			障がない範囲に維持するために必要		
			な容量に加え、故障時及び保守点検		
			による待機除外時のバックアップを		
			考慮し、十分な容量を保管する。 🐠		
			酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計		
			は、緊急時対策所内の酸素濃度及び		
			二酸化炭素濃度が活動に支障がない		
			範囲であることの測定が可能なもの		
			を, それぞれ1個使用する。保有数		
			は、それぞれ1個に加え、故障時及		
			び保守点検時による待機除外時のバ		
			ックアップ用として1個のそれぞれ		
			合計2個を保管する。 ① (②-8), ④		
			差圧計は,緊急時対策所の正圧化		
			された室内と周辺エリアとの差圧範		
			囲を <u>監視できる</u> ものを1台設置す		
			る。②-6,�		
			可搬式エリア放射線モニタは、重		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			大事故等時において、緊急時対策所		
			内の放射線量の監視に必要な測定範		
			囲を有するものを1台使用する。保		
			有数は、1台に加え、故障時及び保		
			守点検による待機除外時のバックア		
			ップ用として1台の合計2台を保管		
			する。�		
			緊急時対策所用発電機は, 1台で		
			緊急時対策所に給電するために必要		
			な容量を有するものを、燃料給油時		
			の切替えを考慮して、合計2台を使		
			用する。保有数は、2台に加え、故		
			障対応時及び保守点検時のバックア		
			ップ用として2台を保管する。◆		
			タンクローリは、想定される重大		
			事故等時において,その機能を発揮		
			することが必要な重大事故等対処設		
			備に、燃料を給油できる容量を有す		
			るものを1台使用する。保有数は,		
			1台に加えて、故障時及び保守点検		
			による待機除外時のバックアップ用		
			として1台の合計2台を保管する。		
			4		
			緊急時対策所用燃料地下タンク		
			は,想定される重大事故等時におい		
			て、その機能を発揮することが必要		
			な重大事故等対処設備が,7日間連		
			続運転するために必要となる燃料を		
			供給できる容量を有する設計とす		
			る。 �		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
	(環境条件等)		10.8.2.2.5 環境条件等	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	施設の基本設計方針には記載しな
	基本方針については,「5.1.5 環境		<u>基本方針については,「</u> 1.1.7.3	違いによる差異あり。	V) <sub>o</sub>
	条件等」に示す。V		環境条件等」に示す。	・技術基準規則 54条の要求事項に関	
			緊急時対策所の遮蔽は、緊急時対	する基本方針について, 呼び込む旨	
			策所と一体設置した屋外設備であ	を記載。	
			り、重大事故等時の環境条件を考慮		
			した設計とする。◆		
			緊急時対策所空気浄化送風機及び		
			緊急時対策所正圧化装置(空気ボン		
			べ)は、屋外に設置し、想定される		
			重大事故等時における環境条件を考		
			慮した設計とし,緊急時対策所内で		
			操作可能な設計とする。◆		
			緊急時対策所空気浄化フィルタユ		
			ニットは,屋外に設置し,想定され		
			る重大事故等時における環境条件を		
			考慮した設計とする。◆		
			緊急時対策所 発電機接続プラグ		
			盤は、屋外に設置し、想定される重		
			大事故等時における環境条件を考慮		
			した設計とする。設置場所で操作可		
			能な設計とする。◆		
			差圧計,酸素濃度計,二酸化炭素		
			濃度計, 可搬式エリア放射線モニタ		
			及び緊急時対策所 低圧母線盤は,		
			緊急時対策所内に設置又は保管し,		
			想定される重大事故等時における環		
			境条件を考慮した設計とする。緊急		
			時対策所内で操作可能な設計とす		
			る。 🐠		
			可搬ケーブルは,屋外に保管し,		
			想定される重大事故等時における環		
			境条件を考慮した設計とする。◆		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び					
その附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			緊急時対策所用発電機は、屋外に		
			保管及び設置し, 想定される重大事		
			故等時における環境条件を考慮した		
			設計とする。操作は,設置場所及び		
			緊急時対策所内で可能な設計とす		
			る。◆		
			緊急時対策所用燃料地下タンク		
			は、屋外に設置し、想定される重大		
			事故等時における環境条件を考慮し		
			た設計とする。緊急時対策所用燃料		
			地下タンクの系統構成に必要な操作		
			は, 想定される重大事故等時におい		
			て,設置場所で可能な設計とする。�		
			タンクローリは,屋外に保管及び		
			設置し、想定される重大事故等時に		
			おける環境条件等を考慮した設計と		
			する。		
			タンクローリの操作は、想定される		
			重大事故等時において,設置場所で		
			可能な設計とする。◆		
	(操作性の確保)		10.8.2.2.6 操作性の確保	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	施設の基本設計方針には記載しな
	基本方針については,「5.1.6 操		基本方針については,「1.1.7.4	違いによる差異あり。	٧١°
	作性及び試験・検査性」に示す。 <mark>VI</mark>		操作性及び試験・検査性について」	・要求事項に対する設計の明確化。	
			<u>に示す。</u> VI		
			緊急時対策所空気浄化送風機,緊		
			急時対策所空気浄化フィルタユニッ		
			卜, 緊急時対策所正圧化装置(空気		
			ボンベ)及び差圧計は、設計基準対		
			象施設と兼用せず、他の系統と切り		
			替えることなく使用できる設計とす		
			る。 ◆		
			緊急時対策所空気浄化送風機は,		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			緊急時対策所内の操作スイッチによ		
			り、緊急時対策所内で操作が可能な		
			設計とする。		
			緊急時対策所空気浄化送風機及び		
			緊急時対策所空気浄化フィルタユニ		
			ットは、緊急時対策所近傍に保管す		
			ることで、速やかに緊急時対策所を		
			正圧化できる設計とする。緊急時対		
			策所空気浄化送風機及び緊急時対策		
			所空気浄化フィルタユニットと接続		
			口との接続は簡便な接続とし、容易		
			かつ確実に接続できる設計とする。		
			♦		
			緊急時対策所正圧化装置(空気ボ		
			ンベ)は、緊急時対策所近傍に保管		
			し、設置場所及び緊急時対策所内で		
			の弁の手動操作により、速やかに緊		
			急時対策所を正圧化できる設計とす		
			る。�		
			酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計		
			は、想定される重大事故等時におい		
			て,設計基準対象施設として使用す		
			る場合と同じ系統構成で重大事故等		
			対処設備として使用する設計とす		
			る。酸素濃度計及び二酸化炭素濃度		
			計は、人力により容易に持ち運びが		
			可能な設計とするとともに, 付属の		
			操作スイッチにより、使用場所で操		
			作が可能な設計とする。◆		
			可搬式エリア放射線モニタは,設		
			計基準対象施設と兼用せず,他の系		
			統と切り替えることなく使用できる		
			設計とする。可搬式エリア放射線モ		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			ニタは、人力により容易に持ち運び		
			が可能な設計とするとともに、設置		
			場所にて固定等が可能な設計とす		
			る。可搬式エリア放射線モニタは,		
			付属の操作スイッチにより、設置場		
			所で操作が可能な設計とする。◆		
			緊急時対策所用発電機,可搬ケー		
			ブル,緊急時対策所 発電機接続プ		
			   ラグ盤及びタンクローリは,設計基		
			   準対象施設と兼用せず,他の系統と		
			┃ ┃切り替えることなく使用できる設計┃┃		
			とする。�		
			   緊急時対策所用発電機は,付属の		
			操作スイッチ及び遠隔スイッチによ		
			り、設置場所で使用するための操作		
			が可能な設計とする。◆		
			緊急時対策所 低圧母線盤は, 遮		
			断器を切替えることにより、給電の		
			切替えが可能な設計とする。◆		
			可搬ケーブルは、人力による持ち		
			運びが可能な設計とする。◆		
			緊急時対策所用燃料地下タンク		
			は、タンクローリへの燃料補給のた		
			めの系統構成を行う際に、設置場所		
			での必要な手動操作が可能な設計と		
			する。 �		
			^ ° ° '		
			ッチにより、設置場所で操作が可能		
			な設計とする。		
			タンクローリは、車両として屋外		
			のアクセスルートを通行してアクセ		
			ス可能な設計とするとともに、設置		
			場所にて輪留め等による固定が可能		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			な設計とする。◆		
	(試験検査)		10.8.2.4 試験検査	・同趣旨の記載ではあるが、表現の	施設の基本設計方針には記載しな
	基本方針については,「5.1.6 操		基本方針については,「1.1.7.4	違いによる差異あり。	V'o
	作性及び試験・検査性」に示す。 VII		操作性及び試験・検査性について」	・技術基準規則 54条の要求事項に関	
			<u>に示す。</u> VII	する基本方針について, 呼び込む旨	
			緊急時対策所の遮蔽は、発電用原	を記載。	
			子炉の運転中又は停止中に外観の確		
			認が可能な設計とする。◆		
			緊急時対策所空気浄化送風機,緊		
			急時対策所空気浄化フィルタユニッ		
			ト及び緊急時対策所正圧化装置(空		
			気ボンベ) は、発電用原子炉の運転		
			中又は停止中に機能・性能検査及び		
			外観の確認が可能な設計とする。◆		
			差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭		
			素濃度計は、機能・性能の確認(特		
			性の確認) 及び校正が可能なように,		
			標準器等による模擬入力ができる設		
			計とする。		
			可搬式エリア放射線モニタは、校		
			正用線源による機能・性能の確認(特		
			性の確認)及び校正ができる設計と		
			する。◆		
			緊急時対策所用発電機,可搬ケー		
			ブル,緊急時対策所 発電機接続プ		
			ラグ盤及び緊急時対策所 低圧母線		
			盤は、発電用原子炉の運転中又は停		
			止中に機能・性能検査及び外観の確		
			認が可能な設計とする。 ◆		
			緊急時対策所用燃料地下タンク		
			は、発電用原子炉の運転中又は停止		
			中に漏えいの有無の確認並びに停止		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			中に内部の確認が可能な設計とす		
			る。また,発電用原子炉の停止中に		
			内部確認が可能なよう, マンホール		
			を設ける設計とする。◆		
			タンクローリは,発電用原子炉の運		
			転中又は停止中に外観確認及び機能		
			試験,漏えいの有無の確認が可能な		
			設計とするとともに,分解又は取替		
			えが可能な設計とする。また, タン		
			クローリは、車両として運転状態の		
			確認及び外観の確認が可能な設計と		
			する。�		
		緊急時対策所の遮蔽については、	第 10.8-1 表 緊急時対策所の主要		
		チ,(1),(v) 遮蔽設備にて記載す	機器仕様�		
		る。3			
		緊急時対策所の換気設備について	(1) 緊急時対策所		
		は, チ, (1), (vi) 換気空調設備に	兼用する設備は以下のとおり。		
		て記載する。3			
		可搬式エリア放射線モニタについ	・緊急時対策所(重大事故等時)		
		ては,チ,(1),(iii) 放射線監視設	個数 一式		
		備にて記載する。3			
			(2) 安全パラメータ表示システム		
		いては、チ、(2) 屋外管理用の主要			
		な設備の種類にて記載する。 3	第 10.11-2 表 通信連絡を行うた		
			めに必要な設備(固定型)の主要機		
		[常設重大事故等対処設備]	器仕様に記載する。		
		緊急時対策所遮蔽2			
		(チ, (1), (v) 遮蔽設備と兼用)			
		一式	a.所内通信連絡設備(警報装置を		
		W-71- (C. )	含む。)		
		差圧計4 (2-6)	第 10.11-1 表 通信連絡設備の一		
		(チ, (1), (vi) 換気空調設備と兼	覧表に記載する。		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
		用)			
		個数 1	b. 電力保安通信用電話設備		
			第 10.11-1 表 通信連絡設備の一		
		緊急時対策所用燃料地下タンク2	覧表に記載する。		
		基数 1			
		容量 約 45m <sup>3</sup>	c. 衛星電話設備(固定型)		
			第 10.11-2 表 通信連絡を行うた		
		緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	めに必要な設備(固定型)の主要機		
		3	器仕様に記載する。 \delta		
		個数 1			
			d. 衛星電話設備(携帯型)		
		緊急時対策所 低圧母線盤3	第 10.11-3 表 通信連絡を行うた		
		個数 1	めに必要な設備(可搬型)の主要機		
			器仕様に記載する。		
		安全パラメータ表示システム(SP			
		DS) 5	e. 無線通信設備 (固定型)		
		(〜 計測制御系統施設の構造及び	第 10.11-2 表 通信連絡を行うた		
		設備及びヌ,(3),(vii) 通信連絡設	めに必要な設備(固定型)の主要機		
		備と兼用)	器仕様に記載する。		
		一式			
			f . 無線通信設備 (携帯型)		
		無線通信設備(固定型)5			
		(ヌ, (3), (vii) 通信連絡設備と兼	第 10.11-3 表 通信連絡を行うた		
		用)	めに必要な設備(可搬型)の主要機		
		一式	器仕様に記載する。		
		統合原子力防災ネットワークに接続	g. 統合原子力防災ネットワークに		
			接続する通信連絡設備(テレビ会議		
		テム, IP-電話機及びIP-FA	システム,IP-電話機及びIP-		
		X) 5	FAX)		
			第 10.11-2 表 通信連絡を行うた		
		用)	めに必要な設備(固定型)の主要機		
		一式	器仕様に記載する。		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び				<u> </u>	
その附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
		衛星電話設備(固定型) 5	h. テレビ会議システム(社内向)		
		(ヌ, (3), (vii) 通信連絡設備と兼	第 10.11-1 表 通信連絡設備の一		
		用)	覧表に記載する。		
		一式			
			i . 局線加入電話設備		
		[可搬型重大事故等対処設備]	第 10.11-1 表 通信連絡設備の一		
			覧表に記載する。		
		緊急時対策所空気浄化送風機2			
		(チ, (1), (vi) 換気空調設備と兼	j. 専用電話設備		
		用)	第 10.11-1 表 通信連絡設備の一		
		台数 1 (予備2)	覧表に記載する。		
		容量 約1,500m³/h/台			
			k. 衛星電話設備(社内向)		
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニ	第 10.11-1 表 通信連絡設備の一		
		ット2	覧表に記載する。		
		(チ, (1), (vi) 換気空調設備と兼			
		用)	(4) 酸素濃度計		
		基数 1 (予備2)	兼用する設備は以下のとおり。		
		容量 約1,500m³/h/基			
			・緊急時対策所 (重大事故等時)		
		無線通信設備(携帯型)5	個数 1 (予備1)		
		(ヌ, (3), (vii) 通信連絡設備と兼	測定範囲		
		用)	0.0~25.0vo1%		
		一式			
			(5) 二酸化炭素濃度計		
		衛星電話設備(携帯型) 5	兼用する設備は以下のとおり。		
		(ヌ, (3), (vii) 通信連絡設備と兼	・緊急時対策所 (重大事故等時)		
		用)	個数 1 (予備1)		
		一式	測定範囲		
			0~10,000ppm		
		緊急時対策所正圧化装置(空気ボン			
		べ) 2	第 10.8-2 表 緊急時対策所(重大		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
		(チ, (1), (vi) 換気空調設備と兼	事故等時)の主要機器仕様		
		用)			
		本数 454 (予備 86)	(1) 緊急時対策所		
		容量 約 50L/本	a. 緊急時対策所遮蔽		
			   第 8.3-2 表 遮蔽設備 (重大事故等		
		酸素濃度計1 (2-8)	   時)の主要仕様に記載する。		
		個数 1 (予備1)			
			   b. 緊急時対策所空気浄化送風機		
		二酸化炭素濃度計11(②-8)	第8.2-3表 換気空調設備(重大事		
		個数 1 (予備1)	故等時)(可搬型)の主要機器仕様に		
		_ (	記載する。		
		酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計	H3-17A / 30		
		は、設計基準事故時及び重大事故等	│ │ c . 緊急時対策所空気浄化フィルタ │		
		時ともに使用する。	ユニット		
			第 8.2-3表 換気空調設備(重大事		
		可搬式エリア放射線モニタ2	故等時)(可搬型)の主要機器仕様に		
		(チ, (1), (iii) 放射線監視設備と	記載する。		
		兼用)	日本の		
		台数 1 (予備1)	   d. 緊急時対策所正圧化装置(空気		
		口剱 1 (1)個1)	は、糸心時外水が正圧化表直(主刈 ボンベ)		
		可搬式モニタリング・ポスト2	第 8. 2-3 表 換気空調設備(重大事		
			故等時)(可搬型)の主要機器仕様に		
		の種類と兼用)	記載する。		
		台数 10 (予備2)	24 m = 1		
		Fig to the LI the of III over the or	e. 差圧計		
		緊急時対策所用発電機②	第8.2-2表 換気空調設備(重大事		
		個数 2 (予備2)	故等時)の主要機器仕様に記載する。		
		容量 約 220kVA/台			
			f. 酸素濃度計		
		タンクローリ 2	兼用する設備は以下のとおり。		
		台数 1 (予備1)			
		容量 約3.0m³/台	・緊急時対策所(通常運転時等)		
			個数 1 (予備1)		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則 工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
		測定範囲		
		0.0~25.0vo1%		
		g. 二酸化炭素濃度計		
		兼用する設備は以下のとおり。		
		・緊急時対策所 (通常運転時等)		
		個数 1 (予備1)		
		測定範囲		
		0~10,000ppm		
		h. 可搬式エリア放射線モニタ		
		第8.1-2表 放射線管理設備(重		
		大事故等時)の主要機器仕様に記載		
		する。		
		i. 可搬式モニタリング・ポスト		
		第8.1-2表 放射線管理設備(重		
		大事故等時)の主要機器仕様に記載		
		する。		
		(0) 取為味料築売田水毒機		
		(2) 緊急時対策所用発電機 機関		
		個数 2 (予備 2)		
		使用燃料軽油		
		発電機		
		個数 2 (予備 2)		
		種類 横軸回転界磁三相同期発電機		
		容量 約 220kVA/台		
		力率 0.8		
		電圧 210V		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
			周波数 60Hz		
			(3) タンクローリ		
			台数 1 (予備1)		
			容量 約3.0m³/台		
			(4) 緊急時対策所用燃料地下タン		
			ク		
			基数 1		
			容量 約 45m³		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後) 緑色:技術基準と基本設計方針(後) 可、基本設計方針及び ....

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考
		チ 放射線管理施設の構造及び設備			
		(1) 屋内管理用の主要な設備の種			
		類	8. 放射線管理施設		
		(v) 遮蔽設備	8.3 遮蔽設備		
		c. 緊急時対策所遮蔽	8.3.1 概要		
	緊急時対策所遮蔽は,「2.1 中央	重大事故等が発生した場合におい	緊急時対策所には、重大事故等が	<ul><li>技術基準規則の要求事項に対する</li></ul>	放射線管理施設
	制御室及び緊急時対策所の居住性を	ても、緊急時対策所で当該重大事故	発生した場合においても、当該事故	基本設計方針を記載。	2.3 生体遮蔽装置等
	確保するための防護措置」に示す居	等に対処するために必要な遮蔽設備	等に対処するために必要な指示を行	・要求事項に対する設計の明確化。	
	住性に係る判断基準を満足する設計	として, 緊急時対策所遮蔽を設置す	う要員がとどまることができるよ		
	とする。	<u>る</u> 設計とする。①-9	う,緊急時対策所の居住性を確保す	一 以下余白 一	一 以下余白 一
	②【76条33】		るための遮蔽設備として, 緊急時対		
			策所遮蔽を設置する設計とする。◆		
	一 以下余白 一		(①-9)		
			8.3.4 主要設備		
			8.3.4.8 緊急時対策所遮蔽		
		緊急時対策所遮蔽は, 重大事故等	緊急時対策所遮蔽は, 重大事故等		
		が発生した場合において, 緊急時対	が発生した場合において、緊急時対		
		策所の気密性及び緊急時対策所換気	策所の気密性,緊急時対策所換気空		
		空調設備の機能とあいまって, 居住	調設備の機能とあいまって、緊急時		
		性に係る判断基準である緊急時対策	対策所にとどまる要員の実効線量が		
		所にとどまる要員の実効線量が7日	7日間で 100mSv を超えない設計と		
		間で100mSv を超えない設計とする。	する。		
		2-1			
		本設備については, ヌ, (3), (vi)	本設備については,「10.8 緊急時対		
		緊急時対策所に記載する。	策所」に記載する。◇		
		[常設重大事故等対処設備]			
		緊急時対策所遮蔽			
		(ヌ,(3),(vi) 緊急時対策所と兼			
		用)			
		一式2			

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

: 前回提出時からの変更箇所 実用発電用原子炉及び 工事計画認可申請書 設置変更許可申請書 設置変更許可申請書 設置許可,基本設計方針及び その附属施設の技術基準に 備考 基本設計方針(後) 本文 添付書類八 技術基準との対比 関する規則 (vi) 換気空調設備 8.2 換気空調設備 d. 緊急時対策所換気空調設備 8.2.1 概要 重大事故等が発生した場合におい ても, 当該事故等に対処するために 必要な指示を行う要員がとどまるこ とができるよう,緊急時対策所の居 住性を確保するための換気空調設備 として,緊急時対策所換気空調設備 を設置及び保管する。◆ (2-3) 8.2.3 主要設備の仕様 換気空調設備の主要機器仕様を第 8.2-1 表, 第8.2-2 表及び第8.2 -3表に示す。◊ 8.2.4 主要設備 (7) 緊急時対策所換気空調設備◆ (2-3)緊急時対策所の緊急時対策所換気 緊急時対策所換気空調設備は,重 空調設備は,重大事故等時において, 大事故等が発生した場合において, 緊急時対策所内への希ガス等の放射 | 緊急時対策所の気密性及び緊急時対 性物質の侵入を低減又は防止するた 策所遮蔽の機能とあいまって, 緊急 め適切な換気設計を行い、緊急時対 時対策所にとどまる要員の実効線量 策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽 │が7日間で 100mSv を超えない設計 の性能とあいまって、居住性に係る とする。 💠 (2-1) 判断基準である緊急時対策所にとど まる要員の実効線量が7日間で 緊急時対策所の緊急時対策所換気 100mSv を超えない設計とする。<br/>1 (2) 空調設備として,緊急時対策所空気 -1)浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット, 緊急時対策所正 なお、緊急時対策所換気空調設備 圧化装置(空気ボンベ)及び差圧計

(2)-3

の設計にあたっては、緊急時対策所 の建物の気密性に対して十分な余裕

を設置及び保管する設計とする。

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

: 前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及び	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書		
その附属施設の技術基準に 関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	技術基準との対比	備考
		を考慮した設計とする。2-4	これらの設備については,「10.8		
		また、緊急時対策所外の火災によ	緊急時対策所」に記載する。		
		り発生するばい煙又は有毒ガスに対			
		する換気設備の隔離及びその他の適			
		切に防護するための設備を設ける設			
		<u>計とする。</u> 6-1			
		緊急時対策所の緊急時対策所換気			
		空調設備として,差圧計を設置し,			
		緊急時対策所空気浄化送風機,緊急			
		時対策所空気浄化フィルタユニット			
		及び緊急時対策所正圧化装置(空気			
		ボンベ)を保管する設計とする。4			
		(2-3)			
		[常設重大事故等対処設備]	第8.2-2表 換気空調設備(重大事		
		差圧計	故等時)(常設)の主要機器仕様◆		
		(ヌ,(3),(vi) 緊急時対策所と兼			
		用)	(3) 緊急時対策所換気空調設備		
		個数 1 4	a. 差圧計		
			兼用する設備は以下のとおり。		
		[可搬型重大事故等対処設備]	・緊急時対策所(重大事故等時)		
		緊急時対策所空気浄化送風機	個数 1		
		(ヌ,(3),(vi) 緊急時対策所と兼	測定範囲 0~500Pa		
		用) 2			
			第8.2-3表 換気空調設備(重大事		
		容量 約 1,500m³/h/台	故等時)(可搬型)の主要機器仕様◈		
		The first of the second of the			
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニ			
		y h	a. 緊急時対策所空気浄化送風機		
		(ヌ, (3), (vi) 緊急時対策所と兼			
		用) [2]	・緊急時対策所(重大事故等時)		
		型式横型	台数 1 (予備 2)		
		基数 1 (予備2)	容量 約 1,500m³/h/台		

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

:前回提出時からの変更箇所

茶色:設置許可と基本設計方針(後) 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び 工事計画認可申請書 設置変更許可申請書 設置変更許可申請書 設置許可,基本設計方針及び 備考 その附属施設の技術基準に 基本設計方針(後) 本文 添付書類八 技術基準との対比 関する規則 容量 約1,500m3/h/基 効率 b. 緊急時対策所空気浄化フィルタ 単体除去効率 ユニット 99.97%以上 (0.15μm粒子) /95% 兼用する設備は以下のとおり。 以上(有機よう素),99%以上(無機 · 緊急時対策所 (重大事故等時) よう素) 型式 総合除去効率 粒子用フィルタ/よう素用フィルタ 99.99%以上(0.7 µ m 粒子)/99.75% 基数 1 (予備2) 以上 (有機よう素), 99.99%以上 (無 容量 約1,500m³/h/基 機よう素) 効率 単体除去効率 99.97%以上 緊急時対策所正圧化装置(空気ボン (0.15 μ m 粒子) /95%以上(有機 よう素), (ヌ,(3),(vi) 緊急時対策所と兼 99%以上(無機よう素) 用) 2 総合除去効率 99.99%以上 (0.7 µ m 本数 454 (予備 86) 粒子) /99.75%以上(有機よう素), 容量 約50L/本 99.99%以上 (無機よう素) 充填圧力 約19.6MPa[gage] c. 緊急時対策所正圧化装置(空気 ボンベ) 一 以下余白 一 兼用する設備は以下のとおり。 ·緊急時対策所(重大事故等時) 本数 454 (予備 86) 容量 約50L/本 充填圧力 約19.6MPa [gage] 第8.3-2表 遮蔽設備(重大事故等 時)の主要仕様6 (3) 緊急時対策所遮蔽 兼用する設備は以下のとおり。 •緊急時対策所(重大事故等時) 厚さ mm

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:技術基準と基本設計方針(後)

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

40 LONG MARINANIA		青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 緑色:技術基準と基本設計方針(後) : 前回提出時からの変更箇所				
実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び 技術基準との対比	備考	
277 2727			材料 普通コンクリート			
			一 以下余白 一			

【第76条 緊急時対策所】

-:該当なし

※:条文全体に関わる説明書

様式-6

## 各条文の設計の考え方

第76	第76条(緊急時対策所)					
1. 1	1.1 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等	
1	重大事故等に対処するた めの適切な措置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を 受けている内容を記載する。	1-1 1-2 1-3 2	1a), 1b), 1d), 1e), 1f), 2	a, b, c, d, e, f, g, h, i, j, k, 1, m, n, o	
2	居住性を確保するための 設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を 受けている内容を記載する。	1-1 2	1d), 1e)	b, e, f, g, i, j, k, n, o	
3	必要な情報を把握できる 設備	技術基準規則の要求事項を受けている内 容を記載する。	1-2	_	n, d	
4	通信連絡を行うために必 要な設備	技術基準規則の要求事項を受けている内 容を記載する。	1-3	_	d, i, n	
(5)	代替電源設備からの給電	技術基準規則の要求事項及びその解釈を 受けている内容を記載する。	1 2	1c)	a, b, c, d, i, j, 1, m, n	
6	緊急時対策所外で発生する燃焼ガス又は有毒ガス からの防護	燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備 の隔離及び防護の必要があるため記載す る。	_	_	n, o	
1.2	技術基準規則第54条への通	<b>適合性に関する考え方</b>				
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等	
I	多様性,位置的分散等	多様性, 位置的分散等に関する基本方針 の呼び込み先を記載する。		_	С	
П	悪影響防止	悪影響防止に関する基本方針の呼び込み 先を記載する。	_	_	С	
Ш	共用の禁止	共用の禁止に関する基本方針の呼び込み 先を記載する。 なお、個別設計についても記載する。	_	_	a, c	
IV	容量等	容量等に関する基本方針の呼び込み先を 記載する。	_	_	ь	
V	環境条件等	環境条件等に関する基本方針の呼び込み 先を記載する。	_	_	С	
VI	操作性の確保	操作性の確保に関する基本方針の呼び込 み先を記載する。	_	_	С	
VII	試験検査	試験検査に関する基本方針の呼び込み先 を記載する。	_	_	c	

## 【第76条 緊急時対策所】

-:該当なし

※:条文全体に関わる説明書

様式-6

			———— 様式-6			
2.	2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等			
	設置許可本文内の重複記 載	設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	_			
2	仕様	要目表として整理するため記載しない。	_			
3	文章、表又は図の呼込み	設置許可内での文章,表又は図の呼込みであるため記載しない。	_			
4	設置許可添八との重複記 載	設置許可添八の記載の方がより適切であり、設置許可添八の 記載を採用するため記載しない。	_			
5	他条文に関する記載	第77条に対する設計方針であり、第77条に包括して記載するため記載しない。	_			
3.	設置許可添八のうち,基本認	計方針に記載しないことの考え方				
No.	項目	考え方	説明資料等			
1>	設置許可本文との重複記載	設置許可本文にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	_			
2>	文章、表又は図の呼込み	設置許可内での文章、表又は図の呼込みであるため記載しない。	_			
\$	設置許可添八内の重複記載	設置許可添八内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	_			
4	設備の健全性に関する記載は第 54 条に包括して記載するため 記載しない。		_			
\$	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であるため記載しない。	_			
6	仕様	要目表として整理するため記載しない。	_			
4.	詳細な検討が必要な事項					
No.	記載先					
а	単線結線図					
b	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書					
С	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書					
d	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面					
е	放射線管理施設に係る機器(放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図					

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

## 【第76条 緊急時対策所】

-:該当なし

※:条文全体に関わる説明書

様式-6

f	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書
g	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関す
	る説明書
h	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書
i	耐震性に関する説明書
j	構造図
k	生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書
1	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
m	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
n	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書
0	緊急時対策所の居住性に関する説明書
*	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
*	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
*	設計及の工事に係る品質マインメントンスプムに関する説明書  

実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

・・前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (緊急時対策所の基本設計方針)

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版	島根原子力発電所 2 号機	備考
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更	更後) 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針 (変更後)	1佣 行
		用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構	
		造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びそ	
		の附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	
		第1章 共通項目	
		緊急時対策所の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象(2.2	
		津波による損傷の防止を除く。), 5. 設備に対する要求, 6. その	
		他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計	
		方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	
		<b>第9 亲 /</b> 田則百日	
		第2章 個別項目 1. 緊急時対策所	
		1.	
		1.1.1 緊急時対策所の設置	
		発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用	
		原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な	
		措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた緊急時対策	・設備の相違
		所を中央制御室(「1,2号機共用」(以下同じ。))以外	【東海第二,柏崎 7】
		の場所 <mark>として</mark> ,敷地高さ標高50mの高台に設置する設計と	島根2号機は単号機
		する。【46条1】	申請。また設置場所の相
			違
		1.1.2 設計方針	
		緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において	
		も、当該事故等に対処するための適切な措置が講じるこ	
		とができるよう,緊急時対策所機能に係る設備を含め,	
		以下の設計とする。【76条1】	

東海第二発電所(2018. 10. 12 版) 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020.9.25 版) 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	備考
上季前四畝刊中調音   整个权前刀到(後史後)	上争问四部刊中间音	(1) 耐震性及び耐津波性 <u>緊急時対策所</u> は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 Ssによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。 【76条2】  (2) 中央制御室に対する独立性 緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により 中央制御室と同時に機能喪失しないよう、中央制御室 に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。 【76条3】	・記載方針の相違 【東海第二】 島根 2 号機は 1.1.1 項に記載
		(3) 代替交流電源の確保 緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、 代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの 給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電 機は、プルーム通過時において、燃料を補給せずに運 転できる設計とする。【76条26】	

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針 (変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針 (変更後)	加州石
		緊急時対策所用発電機は,1台で緊急時対策所に給電	
		するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の	・設備の相違
		切替えを考慮して,合計2台を緊急時対策所に接続する	【東海第二,柏崎 7】
		ことで多重性を有するとともに,故障対応時及び保守	島根2号機は多重性
		点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する	を考慮した 2 台と故障
		設計とする。 【76条27】	対応等の 2 台により構
			成する
		(4) 緊急時対策所の機能の確保	
		緊急時対策所は,以下の措置を講じること又は設	
		備を備えることにより緊急時対策所機能を確保す	
		る。【46条2】	
		a. 居住性の確保	
		緊急時対策所は,原子炉冷却系統に係る発電用原	
		な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容で	
		きるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞	
		在できる設計とする。【46 条 2】	
		緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合にお	
		いても,重大事故等に対処するために必要な指示を	
		行う要員に加え,原子炉格納容器の破損等による発	
		電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策	
		に対処するために必要な数の要員を含め,重大事故	
		等に対処するために必要な数の要員を収容すること	
		ができるとともに,重大事故等に対処するために必	
		要な指示を行う要員がとどまることができるよう、	
		適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の	
		居住性を確保する。【76 条 4】	

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020.9.25 版)	島根原子力発電所 2 号機	/## <del>- 1</del> /
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	備考
		重大事故等が発生した場合における緊急時対策所	
		の居住性については,想定する放射性物質の放出量	
		等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と	
		同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、	
		交替要員体制,安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を	
		考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制	
		御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内	
		規)」の手法を参考とした被ばく評価において,緊	
		急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日	
		間で100mSvを超えない設計とする。【76条10】	
		重大事故等が発生した場合において、緊急時対策	
		所の居住性を確保するための設備として、 <mark>差圧計</mark> 、	
		酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置又は保管す	・設備の相違
		る設計とする。【76条8】	【柏崎 7】
			島根2号は,新設の緊
			急時対策所であり,緊急
			時対策所遮蔽と換気空
			調設備の機能により,気
			密性及び居住性を確保
			可能な設計としている。
			【東海第二,柏崎 7】
			島根2号機は単号機
			申請
			・記載構成の相違
			【東海第二】
			島根2号機は,放射線
			管理施設の基本設計方
			針に記載
		差圧計(個数1,計測範囲0~500Pa)は,緊急時対	・記載方針の相違
		策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲	【東海第二】
		<u>を監視できる設計とする。</u> 【76条15】	
			≥0./#c c lenyte
			・設備の相違
			【柏崎 7】
			島根2号は、新設の緊
			急時対策所であり、緊急
			時対策所遮蔽と換気空

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	佣石
			調設備の機能により,気
			密性及び居住性を確保
			可能な設計としている
		緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度	・記載方針の相違
		が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよ	【東海第二】
		う酸素濃度計(個数 1(予備 1))及び二酸化炭素濃	・設備構成の相違
		度計(個数1(予備1))を保管する設計とする。【46	【柏崎 7】
		条7】【76条19】	島根2号機の緊急時
			対策所は1箇所
		緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対	
		策所の外側が放射性物質により汚染したような状況	
		下において,要員が緊急時対策所内に放射性物質に	
		よる汚染を持ち込むことを防止するため、身体サー	
		ベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置	・記載構成の相違
		する設計とする。【76条5】	【東海第二】
			島根2号機は,放射線
			管理施設の基本設計方
			針に記載
		b. 情報の把握	
		緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用	
		原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必	
		要な情報及び重大事故等が発生した場合においても	
		当該事故等に対処するために必要な指示ができるよ	
		う, 重大事故等に対処するために必要な情報を, 中	
		央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに	
		把握できる情報収集設備を設置する。【46条3】【76	
		条 22】	
		緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等	
		の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等	
		を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、SP	
		DSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びS	
		<u>PDSデータ表示装</u> 置で構成する安全パラメータ表	
		示システム (SPDS) (「1, 2, 3号機共用」(以	
		<u>下同じ。))</u> を設置する設計とする。 <u>なお,安全パラ</u>	
		メータ表示システム(SPDS)は、計測制御系統 な型の型体は駅を吐力等での型体はして業界力で	共用する設備の相違
		施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。	・記載方針の相違
		【46条4】【76条23】	【東海第二】

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020.9.25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	C HIV
		c. 通信連絡	
		原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊そ	
		の他の異常が発生した場合において、当該事故等に	
		対処するため,発電所内の関係要員に指示を行うた	
		めに必要な <u>通信連絡設備(発電所内)</u> 及び発電所外	
		関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線に	
		て通信連絡できる設計とする。【46条6】	
		緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合に	
		おいても発電所の内外の通信連絡をする必要のある	
		場所と通信連絡できる設計とする。なお,緊急時対	・記載方針の相違
		策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御	【東海第二】
		系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用す	
		<u>る。</u> 【76条24】	
		原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊そ	
		の他の異常が発生した場合において,通信連絡設備	
		により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援シ	
		ステム(ERSS) <u>等</u> へ必要なデータを伝送できる	・設備の相違
		<u>データ伝送設備</u> として、 <u>SPDS伝送サーバ</u> を設置	【東海第二】
		する設計とする。 <u>データ伝送設備</u> については,通信	島根2号機はSPI
		方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送でき	S伝送サーバからEF
		る設計とする。なお,データ伝送設備は,計測制御	SSデータセンター及
		系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用す	び本社へ伝送する
		<u>る。</u> 【46 条 5】	・記載方針の相違
			【東海第二】
		緊急時対策支援システム(ERSS) <u>等</u> へ必要な	・設備の相違
		データを伝送できるSPDS伝送サーバで構成する	【東海第二】
		データ伝送設備については,重大事故等が発生した	島根2号機はSPI
		場合においても必要なデータを伝送できる設計とす	   S伝送サーバからEF
		る。【76条25】	SSデータセンター及
			び本社へ伝送する

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	611b Lee
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	備考
		d. 有毒ガスに対する防護措置	・記載構成の相違
		緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処す	【東海第二】
		るために必要な指示を行う要員(以下「指示要員」	島根2号機は,有毒ガ
		という。)に及ぼす影響により,指示要員の対処能力	スに対する防護措置に
		が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれる	ついて明記
		ことがないよう,指示要員が緊急時対策所内にとど	
		まり、必要な指示及び操作を行うことができる設計	
		<u>とする。</u> 【46条8】	
		敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒	
		ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下	
		「固定源」という。) 及び敷地内において輸送手段の	
		輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるお	
		それのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)	
		それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評	
		価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。)	
		<u>を実施する。</u>	
		有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒	
		ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を	
		<u>実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの</u>	
		観点から,有毒化学物質の性状,貯蔵状況等を踏ま	
		<u>え固定源及び可動源を特定する。</u> 【46条9】	
		固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防	・評価方針の相違
		液堤等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。	【柏崎7】
			島根2号機は,可動源
		固定源に対しては、指示要員の吸気中の有毒ガス	に対し、対象発生源とし
		濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値	て防護措置を実施する
		を下回ることにより、指示要員を防護できる設計と	こととしている
		<u>する。</u> 【46条10】	
		可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離	
		<u>等の対策により, 指示要員を防護できる設計とする。</u> 【46 条 11】	
		有毒ガス防護に係る影響評価において,有毒ガス	<ul><li>・設備の相違</li></ul>
		影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理	【柏崎7】
		を適切に実施し、運用については保安規定に定めて	島根2号機は,有毒ガ
		<u>を過めた実施し、</u> <u>屋</u>	ス影響を軽減すること
		<u>日本人 20</u> 【10 木 12】	を期待する防液堤があ
			3°
			<b>ν</b> ο

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	/# <del>.</del> #.
工事計画認可申請書 基本設計方針 (変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針 (変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	畑
			・記載方針の相違 【東海第二】・設備の相違 【柏崎 7】 共用する設備の相違 【柏崎 7】 島根 2 号機は共用する理由が異なる・設備の相違 【相崎 7】 共用する設備の相違 【相崎 7】
		緊急時対策所の対象となる主要な設備について,「表 1 緊急	

実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	l±±: -∀y.
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	備考
		2.4 負荷に直接接続する電源設備	
		2.4.2 緊急時対策所用発電設備	
		緊急時対策所用発電機の発電機は,緊急時対策所 発	・設備の相違
		電機接続プラグ盤(210V,1200A のものを1個),緊急	【東海第二,柏崎 7】
		時対策所 低圧受電盤 (460/210V,800A のものを 1 個) ,	島根2号機は単号機
		緊急時対策所 低圧母線盤(210/105V,800A のものを 1	申請。また電源供給する
		個),緊急時対策所 低圧分電盤 1(105V,225A のもの	設備の相違
		を1個),緊急時対策所 低圧分電盤2(105V, 225Aの	
		ものを1個), 緊急時対策所 無停電交流電源装置	
		<u>(35kVA, 210/210-105V のものを1個), 緊急時対策所</u>	
		無停電分電盤 1(105V, 225A のものを 1 個),緊急時対	
		策所 直流 115V 充電器盤(120V,200A のものを 1 個),	
		可搬ケーブル (210V, 302A のものを 1 相分 2 本の 3 相分 6	
		<u>本を 4 セット)</u> を経由して <u>緊急時対策所空気浄化送風機</u> ,	
		衛星電話設備(固定型),無線通信設備(固定型),統	
		合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テ	
		レビ会議システム,IP-電話機及びIP-FAX)及	
		び安全パラメータ表示システム(SPDS)等へ給電で	
		きる設計とする。【76条 28】	

東海第二発電所(2018. 10. 12 版	拍崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020.9.2	5 版)	備考
工事計画認可申請書 基本設計方針(	変更後) 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更	E後) 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	)
			・設備の相違
			【東海第二】
			島根2号機の緊急時
			対策所は,低圧の配電盤
			を設置しており,配電盤
			制御用の蓄電池は不要
		4.4 緊急時対策所用発電機の燃料補給設備	・記載方針の相違
			【柏崎7】
			島根2号機は緊急時
			対策所用発電機の燃料
			補給設備について個別
			に記載
		緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用燃料地下タンク	・設備の相違
		からタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。【76	【東海第二】
		条29】	島根2号機はタンク
			ローリを用いて燃料を
			補給する。また島根2号
			機は単号機申請
		緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油	・記載方針の相違
		の補給は、ホースを用いる設計とする。	【東海第二】
		燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼ	
		ル燃料デイタンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃	
		料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、デ	
		<u>ィーゼル燃料デイタンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと</u>	
		共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散	
		<u>を図る設計とする。</u>	
		緊急時対策所用燃料地下タンクは,タービン建物近傍の A-	
		ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置すること	
		で, A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に	
		機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計とする。 【76	
		条 30】	

東海第二発電所(2018.10	0. 12 版)	—————————————————————————————————————	版)	島根原子力発電所 2 号機	/ <b>世</b> · <b>少</b>
工事計画認可申請書 基本設計	·方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後	後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	備考
				5. 設備の共用	・設備の相違
				事故収束に必要な緊急時対策所 発電機接続プラグ盤, 緊	【東海第二,柏崎 7】
				急時対策所 低圧受電盤,緊急時対策所 低圧母線盤,緊急	共用する設備の相違
				時対策所 低圧分電盤1, 緊急時対策所 低圧分電盤2, 緊急	
				時対策所 無停電交流電源装置,緊急時対策所 無停電分電	
				盤1及び緊急時対策所 直流115V充電器盤は, 二以上の発電用	
				原子炉施設において共用しない設計とする。 【76条32】	

実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

## 先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020.9.25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
東海第二発電所(2018. 10. 12 版) 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所7号機 (2020.9.25版) 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	島根原子力発電所 2号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)  1.1.2 エリアモニタリング設備 エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所等に設ける 可搬式エリア放射線モニタ及び可搬式モニタリングポスト は、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物 質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射 線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計と する。【76条 21】	・設備構成の相違 【東海第二】 設置場所の相違。島根 2号機は緊急時対策所 の加圧判断に用いる設 備を記載。 ・設備の相違 【柏崎7】 島根2号機は,単号機
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調系の設備、可搬式モニタリングポスト及び可搬式エリア放射線モニタを設置又は保管する設計とする。【76条9】  緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。【76条11】	【東海第二,柏崎7】 島根2号機は,単号機申請 ・記載構成の相違 【東海第二】 島根2号機は緊急時対策所の基本設計方針

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020.9.25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後) 緊急時対策所換気空調系の設備のうち、緊急時対策所空気 浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、 可搬型ダクトを用いて緊急時対策所を正圧化し、放射性物質 の侵入を低減できる設計とする。また空気ボンベ加圧設備(空気ボンベ)は、プルーム通過時において、緊急時対策所を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。【76条14】	・設備の相違 【柏崎 7】
		緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所換気空調系の設備による正圧化判断のために使用する可搬式エリア放射線モニタを緊急時対策所に保管する設計とするとともに、可搬式モニタリングポストを第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする。【76条20】	・記載構成の相違 【東海第二】 東海第二は緊急時対 策所の基本設計方針に記載 ・記載構成の相違 【東海第二】 島根2号機は緊急時 対策所の基本設計方針 に記載

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	nun
		緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外	
		側が放射性物質により汚染したような状況下において、要員	
		が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを	
		防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うた	
		めの区画を設置する設計とする。【76条5】	
		身体サーベイの結果,要員の汚染が確認された場合は,要	
		員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区	
		画に隣接して設置することができるよう考慮する。【76条6】	
		身体サーベイ,作業服の着替え等に必要な照度の確保は,	・記載構成の相違
		緊急時対策所の非常用照明及び電源内蔵型照明によりできる	【東海第二】
		<u>設計とする。</u> 【76 条 7】	島根2号機はチェン
			ジングエリアの照明に
			ついて記載
			・設備構成の相違
			【柏崎7】
			島根2号機の緊急
			対策所チェンジングニ
			リアは,常設照明によ
			照度を確保する

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	佣石
		2.2.2 緊急時対策所換気空調系	
		緊急時対策所換気空調系の設備として、緊急時対策所	
		の居住性を確保するため、緊急時対策所空気浄化送風機、	・設備の相違
		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ボンベ加	【東海第二,柏崎 7】
		<u>圧設備(空気ボンベ)及び差圧計を設置及び保管</u> する設	島根2号機は,単号機
		計とする。【76 条 12】	申請
			【東海第二】
			島根2号機の送風機、
			フィルタ及び空気ボン ベは可搬型設備
			* Na 円
			Ling 1   B根 2 号機の差圧計
			は常設
			・設備の相違
			【柏崎 7】
			島根2号機の緊急時
			対策所は1箇所
		空気ボンベ加圧設備(空気ボンベ)は、プルーム通過	
		時において、緊急時対策所を正圧化し、希ガスを含む放	
		射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸	
		化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。【76条17】	
		安は仕里で休日りの以前こりる。【10 木17】	
			  ・設備の相違
			【柏崎 7】
			島根2号機の緊急時
			対策所は1箇所

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020.9.25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	
		緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄	
		<u>化フィルタユニットは、プルーム通過後の緊急時対策所</u>	・記載構成の相違
		内を正圧化できる設計とする。【76条16】	【東海第二】
			島根2号機はプルー
			ム通過後の運用につい
			て記載
			・設備の相違
		緊急時対策所換気空調系は、緊急時対策所の建物の気	【柏崎 7】
		<u>密性</u> に対して十分な余裕を考慮した設計とする。	
		また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス	
		又はばい煙,有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備	
		の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける	
		設計とする。【76条13】	
		緊急時対策所換気空調系は,基準地震動Ssによる地	
		震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに緊急	
		時対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に	
		係る判断基準を満足する設計とする。【76条18】	
		2.3 生体遮蔽装置等	乳供排出の担害
		中央制御室遮蔽,中央制御室待避室遮蔽,緊急時対策所遮	・設備構成の相違
		<u>蔽,原子炉</u> 二次遮蔽及び <u>補助遮蔽</u> は,「2.1 中央制御室及び緊	【柏崎7】
		急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住	島根2号機はプルー
		性に係る判断基準を満足する設計とする。【38 条 22】【74 条 10】【76 条 33】	緊急時対策所の居住エ
		10】[70 朱 55]	紫心時対象別の居住工 リアは同じ
			【東海第二】
			- 【米冊第一】 - 島根 2 号機は生体遮
			一 最低 2 万機は生体 感 一 一 一 一 表表 置に補助 遮蔽を含
			   数でいる
			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \

実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

先行審査プラントの記載との比較表 (緊急時対策所機能)

東海第二発電所(2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	VH √¬
		4. 有毒ガスに対する防護措置	・記載構成の相違
		緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必	【東海第二】
		要な指示を行う要員(以下「指示要員」という。)に及ぼす影響	島根2号機は,有毒ガ
		により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全	スに対する防護措置に
		機能が損なわれることがないよう、指示要員が緊急時対策所内	ついて明記
		にとどまり、必要な指示及び操作を行うことができる設計とす	
		<u>る。</u> 【46 条 8】	
		敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生	
		させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)及	
		び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガ	
		スを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」と	
		いう。)それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価	
		<u>(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。)を実施する。</u>	
		有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に	
		係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大	
		気中に多量に放出されるかの観点から,有毒化学物質の性状,	
		<u>貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</u> 【46条9】	
		固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は,	
		現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。	
		固定源に対しては、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価	・評価方針の相違
		結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより,	【柏崎 7】
		指示要員を防護できる設計とする。【46条10】	島根2号機は,可動源
		可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策に	に対し,対象発生源とし
		より, 指示要員を防護できる設計とする。【46 条 11】	て防護措置を実施する
			こととしている
		有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減	<ul><li>設備の相違</li></ul>
		することを期待する防液堤は、保守管理を適切に実施し、運用	【柏崎 7】
		<u>については保安規定に定めて管理する。</u> 【46条 12】	島根2号機は,有毒ガ
			ス影響を軽減すること
			を期待する防液堤があ
			る。